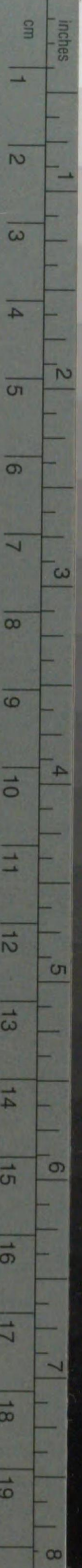


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches



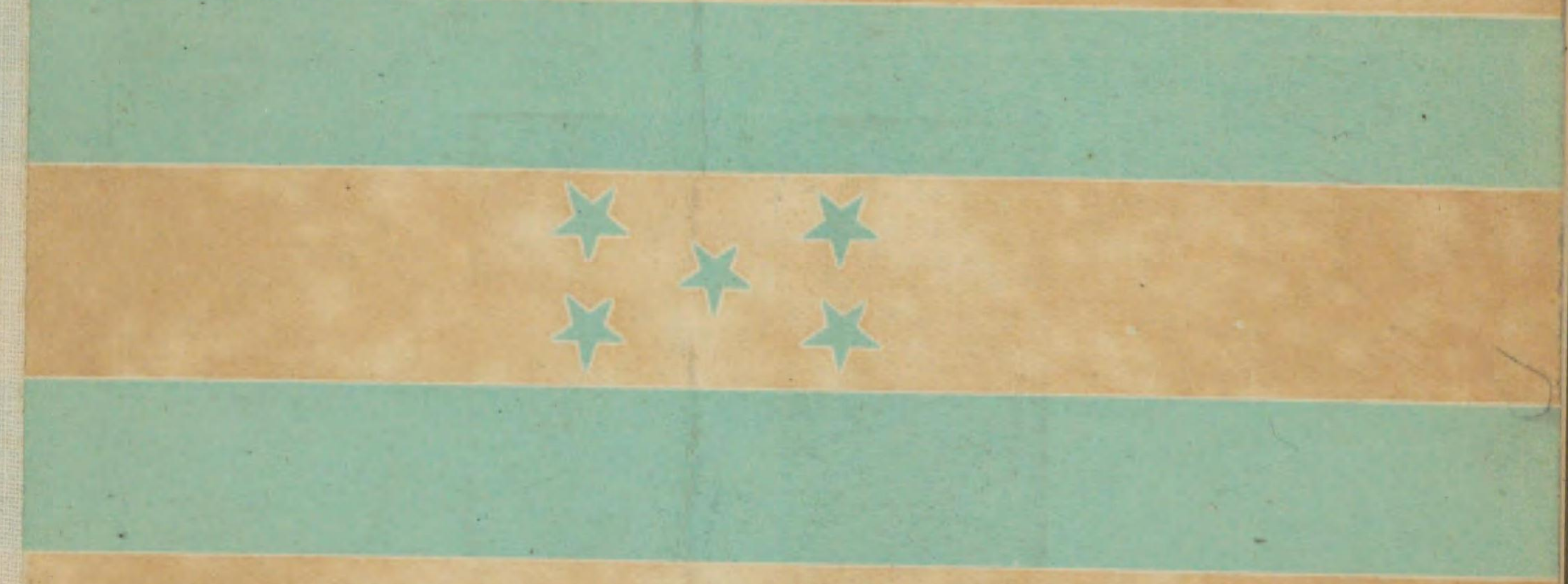
© Kodak, 2007 TM: Kodak

73
83

ホンジュラス共和国

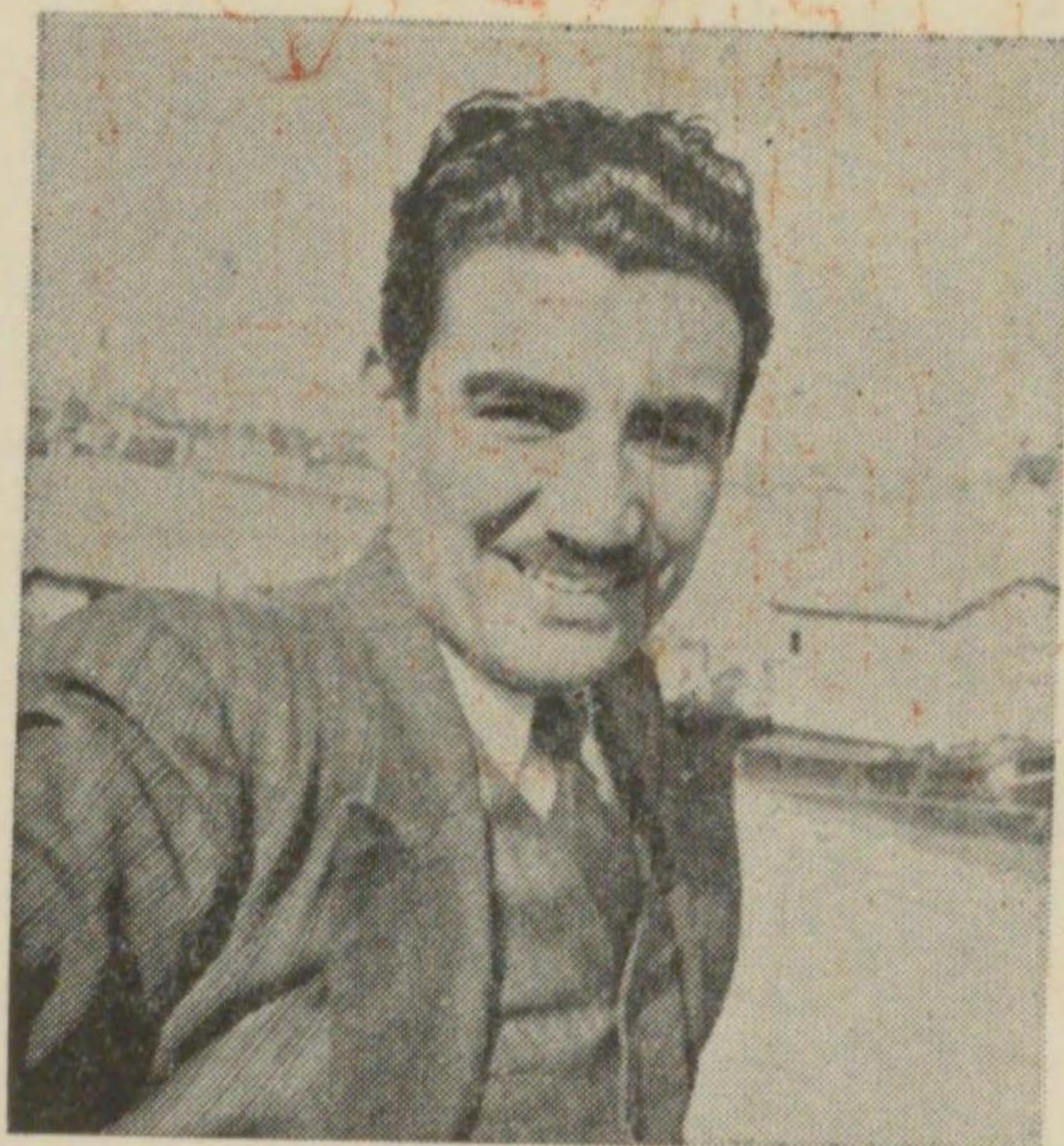
(REPUBLICA DE HONDURAS)

二年六月拾五日



日本綿糸布亜米利加輸出組合

733
83



Deseo firmemente, que la llegada al Imperio del Japon del primer representante de la Republica de Honduras, redunde en beneficio real para ambos paises. Para ello, pueden contar los senores comerciantes exportadores y tambien los futuros compradores de productos hondurenos, con mi apoyo decidido

FRANCISCO ALEMAN
Consul General de Honduras
en Kobe

【大意】

ホンジュラス共和国初代代表トシテノ日本帝國ヘノ赴任ガ眞ニ兩國間ノ福祉ニ貢献スルニ至ル事ヲ切望致シマス。

ソレガ實現ノ爲輸出商人ノ方々又將來ホンジュラス國産品ヲ購入サレントスル方々ニハ小官ハ献身的ナル助力ヲ惜マナイモノデアリマス。

駐日神戸總領事 フランシスコ・アレマン

733
83



組合員各位

中央亞米利加ニ於ケル本邦ノ重要市場ホンジュラス共和国ニ關シテ本書ヲ作成シテ皆様ノ參考ニ供シタイト思ヒマス。文中萬一誤謬ノ点ハ宜シク御指導ノ程ヲ御願ヒ致シマス。

本書ハ本國大藏省發行ノモノ、翻譯ヲ主トシ加フルニ本所ノ調査ヲ以テシマシタ。尙其ノ他ヨリノ引用事項ニハ夫々出所ヲ明記シテオキマシタ。

昭和十二年六月十五日

日本綿糸布亞米利加輸出組合
神戸支所



827
88



員合聯

本館市要重、
一萬中文。
一萬中文。

主マ新購、
期マ派出的夫へ

日五十月六年二十味別

合聯出紳賦降米亞赤糸聯本日

派支司轉



發行所寄贈本

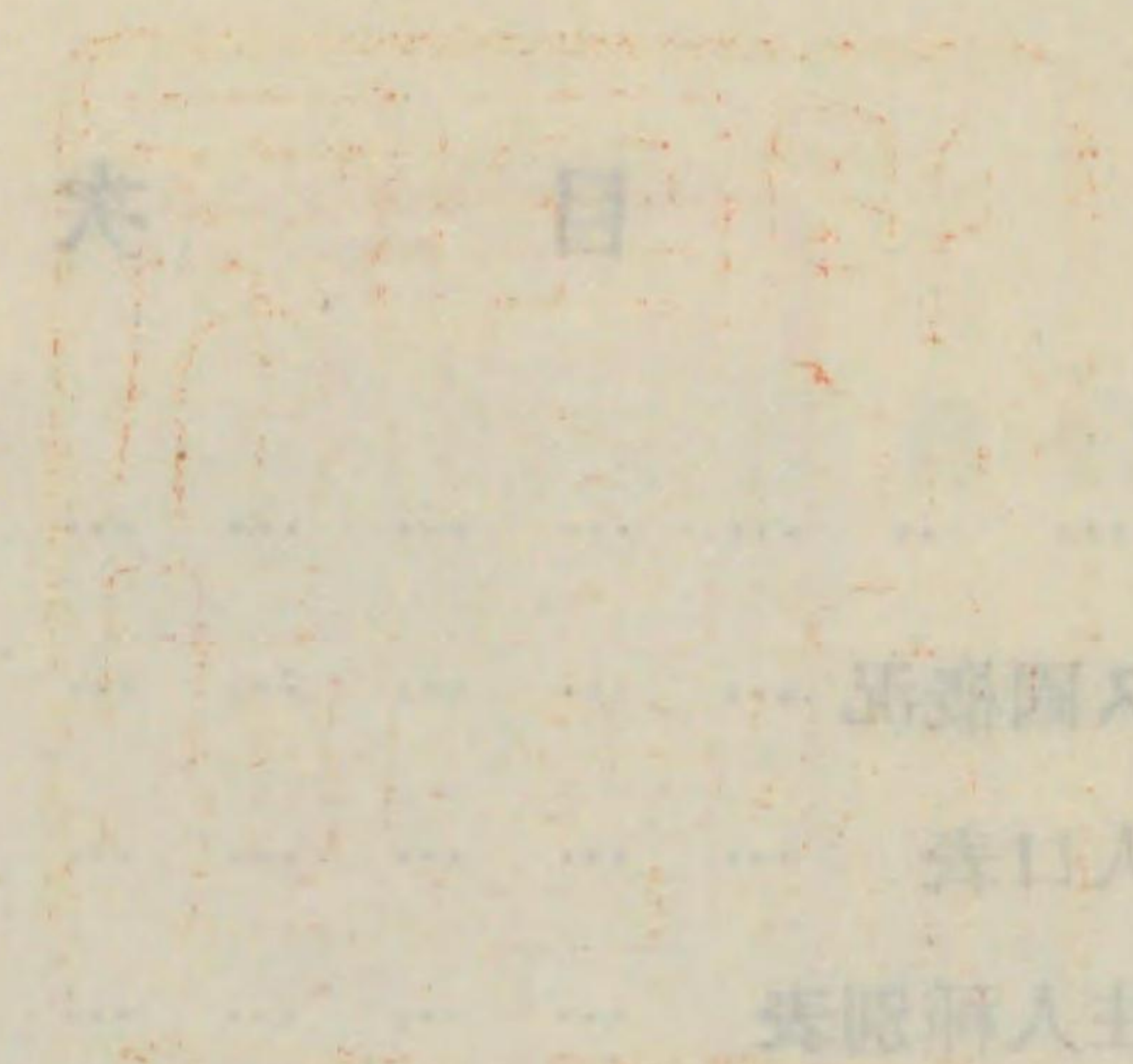
目次

歴史ノ瞥見	3
ホンジュラス國概況	4
國籍別人口表	6
本國居住人種別表	7
貿易ノ現状(統計)	7
過去十ヶ年間本國輸入百分率	18
織物關係統計	19
本國輸入關稅率表	22
本國ニ於ケル輸出稅品	41
本國關稅施行規則拔萃 (附關稅定率法一部拔萃)	43
輸出組合關係事項	53
本國領事訓令集拔萃	54
領事館提出書類	58
領事送狀及ビ查證料規定	59
領事送狀記入方法ノ實際	61
外國郵便、電信關係	63

參考:

ホンジュラス・サルバドル自由通商條約	66
米國・ホンジュラス互惠通商協定	66

以上



目次

序 長巻、史蹟

1 新発見のホンジュラス岬

2 西人開拓の歴史

3 英領領土の拡張

4 (補遺) 邦史、長巻

5 事代主人の御事

6 邦史の発展

7 邦史の発展

8 邦史の発展

9 邦史の発展

10 邦史の発展

11 邦史の発展

12 邦史の発展

13 邦史の発展

14 邦史の発展

15 邦史の発展

16 邦史の発展

17 邦史の発展

18 邦史の発展

19 邦史の発展

20 邦史の発展

21 邦史の発展

22 邦史の発展

23 邦史の発展

24 邦史の発展

25 邦史の発展

26 邦史の発展

27 邦史の発展

28 邦史の発展

29 邦史の発展

30 邦史の発展

31 邦史の発展

32 邦史の発展

33 邦史の発展

34 邦史の発展

35 邦史の発展

36 邦史の発展

37 邦史の発展

38 邦史の発展

39 邦史の発展

40 邦史の発展

41 邦史の発展

42 邦史の発展

43 邦史の発展

44 邦史の発展

45 邦史の発展

46 邦史の発展

47 邦史の発展

48 邦史の発展

49 邦史の発展

50 邦史の発展

51 邦史の発展

52 邦史の発展

53 邦史の発展

54 邦史の発展

55 邦史の発展

56 邦史の発展

57 邦史の発展

58 邦史の発展

59 邦史の発展

60 邦史の発展

61 邦史の発展

62 邦史の発展

63 邦史の発展

64 邦史の発展

65 邦史の発展

66 邦史の発展

67 邦史の発展

68 邦史の発展

69 邦史の発展

70 邦史の発展

71 邦史の発展

72 邦史の発展

73 邦史の発展

74 邦史の発展

75 邦史の発展

76 邦史の発展

77 邦史の発展

78 邦史の発展

79 邦史の発展

80 邦史の発展

81 邦史の発展

82 邦史の発展

83 邦史の発展

84 邦史の発展

85 邦史の発展

86 邦史の発展

87 邦史の発展

88 邦史の発展

89 邦史の発展

90 邦史の発展

91 邦史の発展

92 邦史の発展

93 邦史の発展

94 邦史の発展

95 邦史の発展

96 邦史の発展

97 邦史の発展

98 邦史の発展

99 邦史の発展

100 邦史の発展

発行所 岩波書店



西暦 1502 年 8 月 14 日クリストバル・コロンによつてホンジュラス岬 (El Cabo de Honduras) (註=現共國太西洋岸中央突出部) 発見せられ、同名灣岸にトルヒーリヨ (前記岬附近) の町を建設したと傳へられてゐるが、開發はそれより可成り遅れ、1520 年ゴンサレス・ダヴィラの遠征により植民地建設が行はれたるも顯著なる實績を見たるは、メキシコ征服者エルナン・コルテスの副官オリットの植民地 (Triunfo de la Cruz) 建設 (1534 年) 以後のこととされてゐる。オリッドは西班牙支配權に不平を抱くに至りたるためエルナン・コルテスの南征となり、グワテマラ總督 (西班牙國管轄) の一管下として落ち付くこととなつた。

此の間、英、佛、和各國の海賊に屢々犯され 1660 年頃は一時海賊フランコイス・オロノイスの占有するところとなつたことさへあり、又土着民は英國の加勢を得て西班牙勢力を驅逐せしめ遂に 1786 年英、西の間に條約締結され、現在英領ホンジュラスと稱してゐるユカタン半島 (又はベリーセ) の一部に英國勢力の腐蝕を許したのである。

1821 年 9 月 15 日グワテマラ總督が西班牙政府より獨立を宣言したるため、暫時メキシコ帝國の一部となり、又中央アメリカ聯邦に屬する獨立國家を建設した。1838 年 10 月 28 日前記聯邦より完全に獨立し 1839 年第 1 回大統領 (フランシスコ・フェレーラ) を選出現在に至つたものである。〔現大統領はテイブルシオ・カリアス〕

ホンジュラス國概況

政 情 1821年9月15日西班牙國ヨリ獨立
 1824年10月3日共和政體成立
 現共和國憲法ハ1924年ノ改正以後ノモノナリ

大 統 領 **テイブルシオ・カリアス**
 就 任 1933年2月1日
 任 期 4ヶ年
 選 舉 普選制度

行 政 廳 外 務 省
 内 務 省 (司法兼攝、衛生、慈善省ヲ含ム)
 陸、海、航空省
 大 藏 省 (國庫省ヲ含ム)
 勸 業 省 (農業、労働省ヲ含ム)
 文 部 省

本國商業會議所所在地

- 1) Tegucigalpa
- 2) San Pedro Sula
- 3) La Ceiba
- 4) Santa Rosa de Copan

面 積 44,275 平方哩
 人 口 962,685 人 (1934年度國勢調査=ヨル)
 (1平方哩=付20.9人ノ割合)〔詳細後章〕

首 府 **デグシガルバ市** (人口: 47,760人)
 主要都市 **サンベドロ・スーラ**
ベスピーレ
ナカオメ
ダンリー
サンタ・ローサ・デ・コパン
チヨルテーカ
フティルカルバ
エル・プログレンソ

主 要 港 **アマバラ** (太平洋岸)
プエルト、コルテス (大西洋岸)
オモア //
ラ・セイバ //
トルヒーリヨ //
プエルト・カステイーリヤ //
テ ー ラ //

財 政 (單位:レムピーラ)

	1932—33	1933—34	1934—35	1935—36	1936—37
歳 入	8,972,398	10,139,929	10,804,367	11,741,478	11,664,744
歳 出	12,286,185	12,735,981	12,010,650	11,741,478	11,664,744

註: 1934—35 1936—37ハ推定

一九三五年七月一日—三六年六月末日ニ對スル豫算ハ歳出歳入ハ夫々同額
 ノ11,741,478「レムピーラ」37「仙」ニシテ表別ニスルト

歳 出		レムピーラ
議 行	會 部	165,835.00
	政 務 省	1,336,653.85
	内 務 省	193,980.00
	衛 生 省	211,953.60
	慈 善 省	447,205.50
	外 務 省	1,753,805.70
	陸、海、航空省	1,177,943.92
	文 部 省	1,035,594.60
	大 藏 省	2,473,569.51
	國 庫 省	2,668,434.25
	勸業、農務、労働省	11,299,140.93
小 計	計	276,502.44
司 法 省	計	11,741,478.37
合 計		

歳 入		レムピーラ
關 稅 收 入		4,660,390.43
專 賣		1,911,268.13
各 種 印 紙		1,381,983.67
各種公的収入 (領事手数料、電信、電話等)		2,315,734.90
各種租稅金 (地租、商標稅、罰金、自動車登録稅等)		235,112.63
特 別 稅 (司法竝ニ道路ニ關スルモノ)		1,238,988.61
合 計		11,741,478.32

— 通商局日報ニ依ル —

公 債 (1935年7月31日現在)

外 債 \$ 3,502,685.64
内 債 \$ 10,385,649.65
一 入 當 り	\$ 14.42

[註: ヲエネスエラ國=次ギ外債ノ最モ少キ國ノ一ナリ]

主要物産 農産物=バナナ、ココナツト、コーヒ、煙草
 鑛産物=金、銀、銅、錫、鉛、鐵
 製造品=麥稈、バナマ帽子、葉卷

標準貨幣單位 「レムビーラ」:「レムビーラ」相當純金量ハ 0.836 Grs
 米 貨 50「セント」相當

度量衡 1897年4月以來「メートル法」採用

英國封度及ビ舊西班牙國制度ヲモ併用ス

- 1 Vara = 32 inches.
- 1 Arroba = 25 lbs.
- 1 Quintal = 100 lbs.
- 1 Tonelada = 2,000 lbs.

[註: Statemans Year Book 及ビホ國國勢調査表=ヨル]

國 籍 別 人 口 表

	(男)	(女)	(計)
ホ 國	455,804	467,693	923,497
獨 國	254	79	324
コスタリカ	139	68	207
キューバ	161	37	198
支 那	299	16	315
西 班 牙	598	128	726
グワテマラ	3,288	2,406	5,694
英 國	1,912	1,268	3,180
伊 太 利	155	25	180
メキシコ	383	152	535
ニカラグワ	2,432	1,872	4,304
米 國	1,104	404	1,508

パレスティン	459	434	893
サルバドル	11,724	7,544	19,268
日 本	2	—	2
其 ノ 他	(略)	(略)	(略)
計	479,651	482,349	962,000

[註] 日本人二名ハ Yoro 州=居住ス

ホ 國 居 住 人 種 別 表

	(男)	(女)	(計)	(率)
居住民 (インディオス)	44,438	45,227	89,665	9.03
混 血 人	409,805	409,097	818,902	85.42
白 人 種	11,966	15,158	27,124	2.82
黄 色 人 種	352	322	674	0.07
黒 人	13,090	12,545	25,635	2.66
合 計	479,651	482,349	962,000	100.00

(1934年ホ國國勢調査表=ヨル)

貿 易 ノ 現 狀

最近五ケ年間輸出入額 (單位=レムビーラ) 1レムビーラ=米貨50セント

年 度	輸 入	輸 出	出 超 額
1930—31	20,582,845.10	40,055,174.72	19,472,329.62
1931—32	16,736,033.94	35,162,621.99	18,426,588.05
1932—33	12,575,126.84	28,554,396.72	15,979,269.69
1933—34	16,764,168.80	24,799,258.77	8,035,089.97
1934—35	19,171,439.68	21,016,696.85	1,845,257.17

(ホンジュラス國大藏省年報 1936 年版=ヨル)

品 種 別 輸 出 額

(單位=レムビーラ)

品 種	1934年8月—1935年7月
家 畜 類	179,237.00
食 料 品 及 ビ 飲 料	16,551,715.04
原 料 品	430,955.72
製 造 品	80,556.51
金 及 ビ 銀	3,774,196.58
計	21,016,696.85

品 別 輸 出 額 (1935—1936上半期)

(單位=弗)

品 別	數 量	價 額
パ ナ ナ 房	4,741,293 (リブラス)	2,307,323.00
銀 棒	112,274 "	841,386.97
合 金	6,702 (トロイオンス)	234,542.86
腕 木	473,723 (リゴラス)	140,143.90
柏 木	6,335,280 (リブラス)	94,488.25
椰子ノ實(乾)	4,949,948 "	68,581.48
葉 煙 草	1,627,665 "	51,032.00
雄 牛	5,160 (頭)	38,445.00
雌 牛	11 "	120.00
珈 琲	503,264 (リブラス)	32,381.28
オ レ ン チ	4,255,896 "	23,231.25
葉 卷	18,126,500 "	19,049.00
金 塊	510 (トロイオンス)	15,568.54
金 棒	315 (リブラス)	9,247.52
牛 皮	153,009 "	7,983.43
乾 酪	9,876 "	6,036.48
鹿 皮	33,444 "	5,908.35
ブランキタ牛酪	28,438 "	4,550.00

[註：通商局海外經濟事情=ヨルレムビーラ換算ハ弗貨ノ二倍]

國 別 輸 出 高

(單位=米貨「弗」)

國 別	1934—1935. 一ヶ年	1935.8月1936.1月上半期
米 國	8,703,033.72	3,894,536.17
ベ リ ー セ	1,410.00	1,353.00
グ ワ テ マ ラ	7,762.99	6,896.50
エル、サルバドル	302,258.05	113,431.98
ニ カ ラ グ ワ	29,366.50	4,966.00
コ ス タ リ カ	200.00	5.00
パ ナ マ	50.00	—
ペ ル ー	302.36	—
グ ラ ン、カ イ マ ン	430.19	82.60
玖 瑪	1,173.00	1,041.50
獨 國	299,498.71	5,014.29
丁 抹	900.00	—
西 班 牙	11,289.20	23,192.10
佛 國	117,751.59	8,707.92
和 國	911,965.50	144,247.50
英 國	126,543.60	280,051.75
伊 太 利	9,413.00	2,225.00
墨 西 哥	—	325.00
日 本	—	2.00
計	10,508,348.41	3,985,978.31

[本國大藏省年報(1936)及ビ通商局海外經濟事情=依ル]

月別輸出高

(単位=レムピーラ)

月別	1934-35年	1933-34年
八月	2,008,129.13	2,036,350.35
九月	1,774,395.50	1,805,634.16
十月	1,639,904.72	1,801,533.37
十一月	1,545,130.99	1,516,966.83
十二月	1,279,630.14	1,742,907.54
一月	1,569,029.27	1,366,817.32
二月	1,218,866.35	1,619,502.72
三月	1,869,445.60	1,875,792.33
四月	2,025,145.36	2,562,745.28
五月	1,932,710.33	2,720,649.68
六月	2,117,924.11	3,064,252.01
七月	2,036,385.35	2,686,107.14
計	21,016,696.85	24,799,258.77
減	3,282,561.92	

(本國大藏省年報)

本國税關別輸出額

(単位=レムピーラ)

税關	1934-35年	1933-34年
アマバラ	3,900,380.15	3,695,970.94
プエルト・コルテス	6,377,608.67	7,165,169.78
ラ・セイバ	3,120,702.50	3,040,959.54
トルヒーリヨ	17,387.35	2,744.20
ロアタン	79,308.30	75,144.21
テーラ	3,996,820.29	6,994,888.41
プエルト・カステイリヤ	2,806,400.98	3,260,665.40
チヨルデーカ	111,383.86	61,190.55
ヴァリエ	20,472.50	5,517.00
グロシアス	13,341.00	17,929.00
コパン	358,516.25	188,720.74
オコテベケ	214,375.00	289,555.00
サンタ・バルバラ		804.00
計	21,016,696.85	24,799,258.77
數	3,782,561.92	

品種別輸入額

(単位=弗)

品別	1934年8月—1935年7月 (一ケ年)	1935年8月—1936年1月 (上半期)
家畜類	14,663.72	692.25
食料品及ビ飲料	1,262,151.80	587,173.87
原料品	1,394,372.54	728,019.10
製造品	6,793,041.18	2,895,131.79
金、銀及ビ貨幣	121,490.60	510,000.00
計	9,585,719.84	4,721,021.01

「本國大藏省年報(1936)及ビ通商局海外經濟事情」

本國ニ於ケル各國輸出入比 (百分率)

(1934年8月—1935年7月 一ケ年間)

對	輸出入總額 (單位: 弗)	輸出率	輸入率
米 國	14,897,098.02	58.45	41.55
佛 國	262,524.56	44.86	55.14
英 國	715,281.52	17.69	82.31
獨 國	554,566.83	41.39	58.61
和 國	992,488.57	91.88	8.12
丁 抹	10,870.60	8.28	91.72
伊 太 利	98,315.35	9.57	90.43
加 奈 陀	26,004.06	—	100.00
グワテマラ	30,766.54	25.23	74.77
エル・サルバドル	454,714.42	77.46	22.54
ニカラグア	166,837.89	17.60	82.40
ベリ—セ	8,566.35	16.46	83.54
墨 西 哥	14,134.81	—	100.00
日 本	1,014,255.10	—	100.00
玖 馬	24,795.97	4.73	95.27
クラサオ島	530,054.90	—	100.00
白 耳 義	29,373.73	—	100.00
西 班 牙	63,300.55	17.84	82.16
其 ノ 他	198,821.73	0.49	99.51

[本國大藏省年報]

國 別 輸 入 高

(單位=弗)

國 別	1934年8月—1935年7月 一 ケ 年	同年度 %	1935年8月—1936年1月 上 半 期
米 國	6,189,064.25	64.56	3,300,720.32
加 奈 陀	26,004.03	0.27	40,200.48
墨 西 哥	14,134.81	0.15	5,379.69
ベリ—セ	7,156.35	0.07	1,336.57
グワテマラ	23,003.55	0.24	16,776.34
エル・サルバドル	102,456.37	1.07	67,691.29
ニカラグワ	137,471.39	1.43	49,985.30
コスタリカ	1,216.78	0.01	1,042.13
亞 爾 然 丁	6,705.87	0.07	6,819.05
ブ ラ ジ ル	944.15	—	436.00
コロムビヤ	2,500.00	0.03	448.00
智 利	5.00	—	5.00
エクアドール	1.00	—	—
パ ナ マ	10,054.12	0.11	4,157.15
ペ ル —	59,431.32	0.62	29,658.90
クラサオ島	530,054.90	5.55	290,002.53
玖 馬	23,622.97	0.25	35,670.44
ジャマイカ	2,703.82	0.03	389.12
獨 國	325,068.12	3.39	183,728.28
埃 國	747.53	—	352.12
白 耳 義	29,353.73	0.31	16,257.49
チエツコスロバキヤ	19,733.38	0.21	11,773.06
丁 抹	9,970.60	0.10	5,316.64
西 班 牙	52,011.35	0.54	34,644.53
スコットランド	16,622.00	0.17	4,903.61

(次頁へ續ク)

佛 國	144,772.97	1.51	44,366.32
フィンランド	343.86	—	831.30
ギリシヤ	295.50	—	—
和 國	80,523.07	0.84	32,297.77
洪 牙 利	4,579.18	0.05	319.87
英 國	588,837.92	6.14	161,576.65
伊 太 利	88,902.35	0.93	20,271.32
アイルランド	1,309.23	0.01	1,130.87
ノールウエー	9,048.15	0.09	2,629.31
ポーランド	1,503.33	0.02	1,074.44
ポルトガル	249.22	—	29.00
露 國	29.31	—	30.00
ス イ ス	12,950.68	0.13	6,665.70
スウェーデン	38,598.06	0.40	7,633.94
中 華 民 國	3,178.14	0.03	299.93
日 本	1,014,255.10(註)	10.59	328,641.38
印 度	4,378.71	0.05	2,241.52
パレスタイチン	714.37	—	1,145.31
モ ロ ツ コ	10.45	—	—
濠 洲	0.25	—	—
スマトラ島	1,032.60	0.01	—
フィリピン	170.00	—	207.01
計	9,585,719.84		4,721,021.01

其ノ他0.03%

註： 十八頁「表」参照 本金額ハ前年度ノ三倍トナリ居レリ

[本國大藏省年報及ビ通商局海外經濟事情(上半期)ニ依ル]

本 國 月 別 輸 入 額

(單位=弗)

月 別	1934—35年	1933—34年	1934—35年 百分率
八 月	633,355.26	696,088.25	6.607
九 月	745,680.81	633,452.93	7.779
十 月	806,181.04	565,596.10	8.410
十 一 月	901,828.94	622,131.49	9.408
十 二 月	877,568.36	736,288.65	9.154
一 月	720,873.83	617,618.66	7.520
二 月	801,541.91	538,095.19	8.393
三 月	781,042.93	588,281.07	8.147
四 月	852,261.13	646,725.25	8.890
五 月	898,709.30	640,669.77	9.375
六 月	783,359.11	917,365.62	8.176
七 月	780,317.22	1,206,771.42	8.141
計	9,585,719.84	8,382,084.40	100.00
増		1,203,635.44	

ホ 國 稅 關 別 輸 入 額

(單位 = 弗)

稅 關	34-35年	33-34年	31-35年 百分率
ア マ バ ラ	3,080,468.04	2,231,064.75	32.136
プエルト・コルテス	3,283,095.49	2,983,462.38	34.250
ラ・セイバ	1,232,550.84	1,158,869.78	12.853
テ - ラ	886,819.74	1,037,059.54	9.525
トルヒーリヨ	98,122.51	79,378.15	1.024
プエルト・カステイリヤ	921,343.89	856,859.22	0.102
ロ ア タ ン	9,833.97	20,536.94	9.612
チヨルテカ	6,188.20	6,810.46	0.065
ヴアリエ	2,586.75	2,677.72	0.026
ラ・パス	7,152.00	1,623.82	0.074
グラシアス	142.50	—	0.002
サンタ・バルバラ	102.45	—	0.001
コ パ ン	1,981.79	2,271.14	0.021
オコテベケ	55,331.67	1,470.50	0.577
計	9,585,719.84	8,382,084.40	100.000
増		1,203,635.44	

(ホ國大藏省年報)

對 日 品 別 輸 入 高 (1934-35)

備考：價格 1,000「弗」以上ノモノ

單位 (疋) (弗)

品 別	重 量	輸 入 額
絹 織 物	122,007	197,404.32
綿 布 (ド リ ル)	252,223	171,547.61
綿 布 (マ ン タ)	349,047	157,809.36
綿 布 (マ ン タ、ド リ ル)	62,755	29,528.15
綿 絲	5,674	6,624.02
更 紗 布	86,286	70,470.36
紐、リホン、雨傘等	4,863	3,783.75
模 樣 入 布	23,126	40,064.87
毛 織 物	3,953	10,580.39
靴 下	20,806	32,769.67
製 靴 材 料	4,010	3,236.56
皮 以 外 ノ 靴	19,728	9,732.73
護 謨 製 品	13,323	20,931.68
寢 臺 用 敷 布	37,465	21,299.81
男 女 子 用 下 着	1,081	2,318.64
玩 具	9,031	4,455.04
象 牙 並 骨 製 品	5,142	7,665.85
類別セザル紙及ビボール紙	2,757	1,494.35
紙 及 ボ ー ル 紙 製 品	2,410	1,184.92
陶 磁 器	124,271	16,644.11
樽、瓶 (空瓶ヲ含ム)類	11,385	1,203.65
鏡	6,307	1,904.92
鐵 並 鐵 製 品	17,955	6,932.90
銅 製 品	2,575	2,545.49
電 氣 機 械 器 具	2,452	1,244.91
燐 寸	11,001	1,889.10
類別セザル帽子	1,564	2,559.36
化 粧 品 類	898	1,070.90
文 房 具 (紙類ヲ除ク)	4,588	1,457.58
其 ノ 他	—	—

「通商局海外經濟事情」

過去十ヶ年間米國輸入百分率 (主要國ノミ)

主要國別	1925-26	1926-27	1927-28	1928-29	1929-30	1930-31	1931-32	1932-33	1933-34	1934-35	平均
米	81.98	79.44	79.76	77.81	74.53	71.59	76.19	73.88	70.17	64.56	74.991
獨	3.87	4.29	3.98	4.24	4.57	5.86	3.63	4.51	3.29	3.39	4.163
佛	1.60	1.81	2.21	1.98	2.25	2.50	2.83	1.74	1.37	1.51	1.980
英	6.45	7.03	5.84	5.74	5.78	4.61	3.94	4.97	5.21	6.14	5.571
伊	1.02	1.06	5.84	1.09	1.61	1.36	0.83	1.29	1.26	0.93	1.629
日	0.27	0.30	0.40	0.48	0.53	0.39	0.50	1.03	3.20	10.59	1.779
其	4.81	6.07	2.06	8.66	10.68	13.69	12.08	12.53	15.50	12.88	9.010
計	100.00	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	100.00	100.00 [註]

註：端數取捨ニヨル誤差矯正「米國大藏省年報 1936 年版」本支所調査

織物關係統計

米國向本邦綿織物輸出高 (上：平方碼、下：金額“圓”)

種類別	昭和十一年	昭和十年	昭和九年
生地	3,679,597	2,152,851	1,442,581
	549,497	307,195	225,629
晒	737,206	963,117	239,554
	141,816	152,228	40,005
加工其他	9,038,516	3,886,564	1,732,108
	1,791,536	791,048	355,195
計	13,455,319	7,002,532	3,405,243
	2,482,849	1,250,471	620,829

〔備考〕 世界各國向本邦綿織物總輸出高、1936年度合計 (大藏省外國貿易月表)
2,709,884,578 平方碼
487,591,246 圓

同上昭和十二年度輸出高 (上：碼數、下：價格圓)

	生地	晒	加工其他	合計
一月	326,698 46,444	71,051 11,483	1,124,092 214,203	1,521,841 272,130
二月	136,037 21,178	27,068 5,028	1,022,353 214,133	1,185,488 240,339
三月	54,561 8,873	17,772 2,675	643,278 125,112	715,611 136,660
四月	102,844 18,541	50,464 7,922	581,956 123,646	735,264 150,109
計	620,170 95,036	166,355 27,108	3,371,679 677,097	4,158,204 799,241
前年同期計	600,813 92,698	89,560 17,469	718,319 148,895	1,408,692 259,062

(大藏省外國貿易月表)

本國向本邦綿織物品別輸出高 (昭和十二年度)

	品 別	一 月		二 月		
		平方碼	(圓)	平方碼	(圓)	
生地	細布	17,445	2,200	30,657	5,335	
	金巾	180,687	24,813	29,167	3,867	
	粗布	19,667	2,785	82,245	11,995	
	其他平織帆布	21,000	2,168	—	—	
小計	245,354	33,366	144,079	22,058		
晒	ギヤバジン	—	—	1,600	304	
	綿ポプリン	3,600	900	6,170	2,195	
	綿コード織	18,600	4,232	—	—	
	細布	1,820	267	—	—	
	金巾	29,112	5,183	24,425	4,719	
小計	57,799	11,702	33,362	7,458		
加工	捺縮	綿縮	25,298	6,118	—	—
	綿ポプリン	9,150	2,123	—	—	
	變綾綿布	17,160	3,546	5,333	1,414	
	捺染綿布	155,326	21,565	153,199	27,401	
	反	綿ネル	—	—	17,899	5,054
	仁	ス	12,000	3,180	—	—
	ギヤバジン	2,640	1,000	18,450	7,475	
	無地染綿布	130,720	28,891	309,098	69,759	
	綿ポプリン	—	—	33,848	9,312	
	染	ノイル・クロス	3,500	1,289	—	—
工	綿朱子	—	—	6,222	3,190	
	蚊帳地	—	—	1,600	1,160	
	綿ネル	967	272	—	—	
	綿ポプリン	4,738	2,495	6,161	2,637	
	綿小倉	6,100	2,082	77,345	25,959	
	縞三綾	29,916	5,964	8,333	1,817	
	縞綿布	265,181	50,909	376,524	65,984	
	前染又ハ前晒綿布	10,112	3,575	39,230	8,155	
	人絹以外ノ交織モノ	—	—	1,400	1,194	
	小計	672,808	133,009	1,054,642	229,467	
合計	975,961	178,077	1,332,083	258,983		
前年同月合計	279,648	50,889	301,873	60,455		

備考：本統計ハ綿工聯統計月表ニヨルモノニシテ前頁昭和十二年度（大藏省貿易月表ニヨルモノ）トノ間ニ分類ヲ異ニセルタメ合計額ニ於テ差異アリ

本國向人絹織物輸出高

(上：平方碼 下：F.O.B圓)

	昭和十二年	昭和十一年
一 月	210,383	35,148
	46,969	8,543
二 月	163,931	30,146
	35,592	8,030
三 月	300,001	114,649
	75,612	26,411
四 月	92,705	75,889
	25,233	19,686
一月以降累計	767,023	255,832
	183,506	62,670

備考：昭和十年度四月マテ累計 891,564平方碼、297,701圓ナリ

本國向絹織物輸出高

(上表ニ同ジ)

	昭和十二年	昭和十一年
一 月	4,665	14,330
	2,014	6,408
二 月	1,596	—
	1,488	—
三 月	925	—
	696	—
四 月	300	50
	218	31
一月以降累計	7,486	14,380
	4,426	6,439

(日本絹、人絹絲布輸出組合統計月報ニヨル)

ホンジュラス共和国輸入關稅率表

(1レムビラ=米貨50仙)

(1937年5月現在)

税番	品名	税金 (1グロスキロ=付)
	扇 子	
		レムビラ
3	カートン扇子	0.32
4	輸入商ノ名アルカートン扇子	0.20
5	象牙扇子	0.30
6	各種骨アル扇子	1.00
7	羽毛扇子	6.00
8	綿又ハ紙製=シテ竹、藁、ノ棧アル扇子	1.00
9	象牙貝其ノ他其等模造品ハ棧アリ安價ナル金屬ノハメテアルモノ	10.00
10	同品=シテ高價ナル金屬ノハメテアルモノ	12.00
11	卓上電氣ベンチレーター	0.27
12	天井用電氣ベンチレーター	0.22
	自動車部分品	
40	自動車部分品	從價10%
	水差又ハ洗面器	
69	金屬製品 (エナメル附ヲ含ム)	0.32
70	ブリキ又ハトタン製品	0.52
71	陶土製品	0.22
72	アルミニウム製品	1.12
73	白色金屬製品	0.25
74	陶器製品	0.32
75	ガラス製品	0.22

品名	税率
品名不明	0.32
品名不明	0.20
品名不明	0.30
品名不明	1.00
品名不明	6.00
品名不明	1.00
品名不明	10.00
品名不明	12.00
品名不明	0.27
品名不明	0.22
品名不明	從價10%
品名不明	0.32
品名不明	0.52
品名不明	0.22
品名不明	1.12
品名不明	0.25
品名不明	0.32
品名不明	0.22

税 番	品 名	税 金 (1グロスキロニ付)
	化粧用品	
206	銀製化粧用品	8.50
207	主要部分ニシテ他部陶器、硝子等ノモノ	4.50
208	特掲ナキ象牙製品、砂糖容器及ビ石鹼容器	5.00
256	陶土製又ハ硝子製ノモノ	0.16
257	陶器製ノモノ	0.18
258	木製ノモノ	0.52
259	獨銀又ハ金、銀メツキ製ノモノ	3.25
260	アルミニウム製ノモノ	1.12
261	壓搾紙製ノモノ	0.42
262	離レザル様金屬ト陶器、硝子ノ合セルモノ	0.52
1561	セルロイド製石鹼箱	1.20
	自轉車及ビ部分品	
356	自轉車及ビ部分品	0.62
	ボ ー ル	
377	スポーツ用ゴムボール	0.32
378	セルロイド製ノモノ	2.12
379	撞球用象牙製ノモノ	12.00
380	子供用玩具用各種小サキボール	0.12
381	ローンテニス、ベースボール用皮製ノモノ	0.32
382	撞球用模造象牙、骨製ノモノ	2.12
402	喫煙用パイプ、コハク又ハ水化硅酸マグネシウム(パイプヲ作ル一種ノ物質)及其ノ模造品	3.50

税 番	品 名	税 金 (1グロスキロニ付)
001
002
003
004
005
006
007
008
009
010
011
012
013
014
015
016
017
018
019
020
021
022
023
024
025
026
027
028
029
030
031
032
033
034
035
036
037
038
039
040
041
042
043
044
045
046
047
048
049
050

税番	品名	税金 (1ダロスキロニ付)
403	特掲ナキ其他ノ原料ニテ作レル同上品	1.50
414	重サ2オンス迄ノ藥局用ノモノ	無税
415	同上ニシテ2オンス以上ノモノ	0.12
416	普通硝子罎 (Bottle)	無税
417	頭部ガ金屬ナルサイフォン其ノ他ノ硝子製ノモノ	0.75
ボ タ ン		
421	模造貝ボタン	0.42
422	貝ボタン	1.12
423	金、銀鍍金ボタン	2.12
424	綿、リンネルニテ包マレタルモノ	0.52
425	羊毛ニテ包マレタルモノ	0.75
426	絹ニテ包マレタルモノ	1.12
427	硝子、皮、骨、陶器等製ノモノ	0.42
428	金、プラチナボタン	25.00
429	銀ボタン	9.00
鎖		
475	船車、トラクター用鎖	0.04
476	鉄製ノモノ	0.14
477	ブロンズ及ビ銅製時計用ノモノ	1.12
478	ニツケル鍍金ヒルモノ	1.32
479	白色金屬、金、銀鍍金ノモノ	4.00
480	一部象牙、貝、鋸等アルモノ	8.12
481	金製ノモノ及ビ一部金、プラチナ製ノモノ	25.00
短 靴 下		
503	縁取りナキ綿短靴下	0.72

品番	品名	品 類
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250

税 番	品 名	税 金 (1グロスキロ=付)
	ブラッシュ	
671	机、帽子、着物、頭髪用木又ハゴム把手アルブラッシュ	0.75
672	同上ニシテ亀甲、象牙、貝、セルロイド、銀又ハ金、銀鍍金アル把手アルモノ	3.00
673	植物繊維製ノモノ	0.20
674	歯又ハ爪用ブラツシュ	0.22
675	靴用ノモノ	0.52
676	瓶、チューブ砲口掃除用ノモノ	0.32
	ビール	
692	普通ビール	0.75
693	Ginger 交ルノビール	0.16
	紐 (又ハリボン)	
709	飾リ穴 (小サキ) ノ有無ニ係ラズ綿紐	0.72
711	靴用デナイ弾力性アル綿紐	1.30
712	下着飾糸用弾力アルリボン	0.20
713	弾力性アルナシニ係ラズリンネル、亞麻、羊毛製ノモノ	2.00
714	弾力ナキ絹製ノモノ (リボン)	8.00
715	弾力アル同上品	5.00
716	綿ピロード製ノリボン紐	2.12
717	絹ピロード製ノモノ	8.00
718	小包用綿紐	0.40
719	植物繊維製ノモノ	0.20
720	ゴム入り紙製ノモノ	0.20
724	各種用途向紙製ノモノ	0.20
816	靴 紐	無税

品 番	品 名	税 金
	(部) 巾 類	
021	...	0.55
022	...	0.55
023	...	0.55
024	...	0.55
025	...	0.55
	巾 類	
026	...	0.55
027	...	0.55
028	...	0.55
029	...	0.55
030	...	0.55
	巾 類	
031	...	0.55
032	...	0.55
033	...	0.55
034	...	0.55
035	...	0.55
	具 類	
036	...	0.55
037	...	0.55
038	...	0.55
039	...	0.55
040	...	0.55
041	...	0.55
042	...	0.55

税番	品名	税金 (1グロスキロニ付)
バンド(帯)		
726	附属具、飾ノ有無ニ拘ラズ男子用皮帯	1.50
727	同上リボン、毛製ノモノ	2.00
728	絹製ノモノ	8.00
729	金属製ノモノ	0.72
730	綿製ノモノ	1.00
ベッドカバー		
765	綿製ノモノ	0.80
766	綿、リンネルノ中ニ毛ノ入りタルモノ	1.00
767	絹ノ中ニ綿毛、リンネル入りタルモノ	8.00
768	羽毛入りタルモノ	8.00
770	藁製ノモノ	0.50
ネクタイ		
801	男子用綿ネクタイ	2.00
802	人絹ネクタイ	3.00
803	純絹製ノモノ	8.00
804	婦人用綿フェルト製ノモノ	2.12
805	飾リ有無ニ拘ラズ毛、リンネル製ノモノ	4.00
806	綿飾リアルモノ	3.12
807	婦人用純絹製ノモノ	8.00
808	婦人用人絹又ハ其ノ他纖維製ノモノ	3.50
文房具		
836	普通金属骨、木製紙切り	0.72
837	亀甲、象牙、貝、其ノ他模造品製紙切り	3.00
838	木ノ把手アル小刀	0.72
839	特掲ナキ小刀	1.12
840	鞘ノ有無ニ拘ラズ亀甲、象牙、貝、銀金、銀鍍金ノ把手アル小刀	4.00

税番	品名	税金
コート		
850
851
852
マニッシュ		
853
コート		
854
855
856
857
858
859
860
コート		
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870

税 番	品 名	税 金 (1グロスキロニ付)
箆		
1067	把手ノ有無ニ拘ラズ藁又ハ類似品製ノモノ	1.00
1068	木、骨、把手アル粗毛製ノモノ	1.20
1069	把手象牙、龜甲、貝、銀等製ノモノ	4.00
硝子製フラスコ		
1270	容積2オンス迄ノモノ	無税
1271	同上2オンス以上ノモノ	0.02
1272	香水入用特製品	0.06
毛 布		
1277	綿 毛 布	0.72
1278	純 毛 毛 布	0.82
1279	絹屑交リ綿毛布	1.50
手 袋		
1374	綿 手 袋	1.12
1375	皮 手 袋	10.25
1376	毛及ビリンネル製ノモノ	3.00
1377	絹製ノモノ	12.00
1381	労働者用及カンバス手袋	0.52
ハンモック		
1399	綿製ノモノ	0.72
1400	リンネン製ノモノ	1.12
1401	Pita 其ノ他繊維製ノモノ	0.62
絲		
1431	一部又ハ全部染一ツ又ハニツククリニナリタルモノ	0.50

金 額 (1グロスキロニ付)	品 名	番 號
04.0	...	1435
05.0	...	1436
07.0	...	1437
08.0	...	1438
09.0	...	1439
10.0	...	1440
11.0	...	1441
12.0	...	1442
13.0	...	1443
14.0	...	1444
15.0	...	1445
16.0	...	1446
17.0	...	1447
18.0	...	1448
19.0	...	1449
20.0	...	1450
21.0	...	1451
22.0	...	1452
23.0	...	1453
24.0	...	1454
25.0	...	1455
26.0	...	1456
27.0	...	1457
28.0	...	1458
29.0	...	1459
30.0	...	1460
31.0	...	1461
32.0	...	1462
33.0	...	1463
34.0	...	1464
35.0	...	1465
36.0	...	1466
37.0	...	1467
38.0	...	1468
39.0	...	1469
40.0	...	1470

ホ國ニ於ケル輸出税品

◎第二條—(下記關稅表ニ充當スル本邦産品ニ限リ輸出税ヲ課スベシ)—ニ依ル

M.C.=キュービツク・メーター L=レムビーラ Oro=米貨弗

番 號	品 目	單 位	輸 出 税
1	橄 欖 樹	1 M.C.	Oro \$ 1.06
2	バナナ (割當ヲ有セザル場合)	1 房	L 0.02
2A	バナナ株又ハ樹木	1 本	" 0.05
3	紅染料"ブラシール"	1000 kgs	Oro \$ 3.00
4	染料"カンペーチェ"	"	" 3.00
5	桃花心木	1 M.C.	" 2.12
6	カレト CARRETO 樹	"	" 1.06
7	有 刺 杉	"	" 1.70
8	杉 樹	"	" 2.12
9	ヒ バ 樹	"	" 1.06
10	"コルテス" (Corte) 樹	"	" 1.06
11	黒 檀	"	" 2.12
12	柏	"	" 1.06
13	牡 牛	1 頭	L 50.00
14	グワナカステ (中米産穎果植物)	1 M.C.	Oro \$ 1.06
15	コルク製造用椰子	45 kgs	" 1.00
16	賢 材"グアチピリン"	1 M.C.	" 1.06
17	"グアリーリヤ" 樹	"	" 1.06
18	"グアヤカン" 樹	"	" 1.06
19	家具用材"グアナデイリヨ"	"	" 2.12
20	月 桂 樹	"	" 1.06
21	特掲ナキ建築用材	"	" 1.40
22	" 指物用材	"	" 1.80
23	特掲ナキ染料用材	1000 kgs	Oro \$ 2.00

番 號	品 目	單 位	輸 出 税
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

關稅施行規則拔萃

貨物ノ庫入及ビ倉敷料

第四條 商品ハ何レモ官設保稅倉庫ニ庫入スルヲ要ス。庫入ハ領事送狀トノ一致ヲ照合スルタメ船荷證券ヲ以テ願出ツベシ。

官設保稅倉庫庫入期間ハ第七條及ビ第八條ニ掲ゲラレザル商品ニアリテハ一年ヲ超ユルヲ得ズ。ソノ猶餘ハ尙一ケ年トシ何レモ超過期間ノ敷料前拂ニヨリテ許可セラルベシ。

第六條 倉敷料ハ商品積卸ノ月ヨリ起算シ、最初三ケ月間ハ毎月一「キログラム」ニ付四「センターポス」、以後毎月一「キログラム」ニ付八「センターポス」ノ割合ニテ算定ス、経過日時ハ一ケ月トシテ計算ス。商品ガ再船積セラルルナラバ各一「キログラム」ニ付二「センターポス」ノ拂戻ヲ受ク。但シ庫入後一ケ月以内ニ限ル。從價鑑定ノ商品ニ就キ敷料ガ附加サルル場合ニハ適用輸入稅評價額ニ就キ、一日0.5%ノ割合ニテ算定ス。

本法令第三十三條ニ照シ有害ト認メラレタル商品及ビ公務上ノ性質ヲ以テ輸入サレタル商品ヲ除ク。

第七條 下記商品ハ官設倉庫内ニ庫入スルヲ許サズ、但シ無料藏置日數ハ十日間トス。

肥料、木製容器入油類、各種容器入アルコール、乗用自動車、乗合自動車及ビ貨物自動車、袋入砂糖、硫黃、棚又ハ袋入セメント、袋入肉類但シ貯藏品ヲ除ク、籐類、燐寸、生果實類、生野菜類、各種工業用機械類、容積大ナル商品例ヘバ木材、石炭等、乾燥飼料、植物、袋入食鹽及ビ岩鹽、球根類、鐵軌條及ビ枕木形狀ニヨリ存置困難ナル又ハ重量過大ナル商品等

指定期間経過後ハ所轄稅關廳ハ國家ニヨリ管理中ノ商品ニ關シ、保管費用完済ノタメ商品一「キログラム」ニ付一日二「センターポス」ヲ徴收ス、但シ此ノ場合管理ハ下記商品ニアリテハ十日間ヲ超ユルヲ得ズ。

動物、砂糖、袋入肉類但シ「ハム」「ベーコン」ヲ除ク、生果實類、生野菜類、植物、袋入食鹽、及ビ岩鹽。

ソノ他ノモノニアリテハ十五日ヲ超ユルヲ得ズ。

第八條 次ニ掲ゲル商品ハ燃燒若クハ腐敗、變化シ易キタメソノ庫入ハ二ケ月限トス。

容器入油類、アルコール混入香水、ニンニク、容器入重炭酸曹達、各種穀類、罐詰及ビ糖菓類、容器入炭酸曹達、カカオ、チヨコレート、凝脂素、乾燥果實類、袋入小麥粉、脂肪類、板狀鐵力、オレイン酸、パラフィン、松脂、干魚及ビ鹽魚、チーズ、各種種子、陶土製及ビ硝子壺、各種樹脂類、葉煙草、ソノ他包裝上ソノ性状ヨリシテ腐敗ノ慮アル商品（一部略）。

本條ニ掲ゲラレタル商品ニ關シ、敷料期間二ケ月ヲ経過スルモ荷受人ソノ申出ヲナサズ又ハ再船積ヲ申請セザル時ハ稅關廳ハ本關稅規則第四十一條乃至第四十七條ノ規定ニヨリ、落札ニヨリ前記商品ヲ一般ノ競賣ニ付スベシ。

本條規定ノ期間二ケ月以内ニ検査ヲ願出又ハ再船積ノ申請ヲ爲スコト全ク不可能ナルニ於テハ尙二ケ月ノ猶餘ヲ許可シ該期間滿了後落札ヲ行フモノトス。本立證ハ最初ノ二ケ月以内タルヲ要ス。

第九條 第七條及ビ第八條ニ掲ゲラレタル商品ハ強制事務ト心得ベシ。尙内地搬入又ハ再船積ハ庫入レノタメ規定サレタル該期間内ニソノ旨申請スルヲ要ス。

第十條 第七條ニ掲ゲラレタル以外ノ貨物ハ庫入商品ト心得、庫入又ハ再船積ヲナスタメニハ稅關到着ノ期日ヨリ一ケ月以内ニソノ旨願出ヅルヲ要ス。

第十一條 第八條及ビ第十條ニ該當スル或商品ノ荷受人或ハ所有者ハソノ庫入ニハマニフェストヲ以テ願出ヅルヲ要ス。又内地搬入或ハ再船積事務ハ本法ニヨリ規定サレタル期間内ニ船荷證券、收存證明書及ビ領事商賣用インボイスト共ニ各保檢證書ヲ人テ願出ツベシ。

該願出ガ庫入ノタメナル時ハ、保管所ハ預入者ニ對シ、裏書書類ヲ庫入證認書ヲ交付スルヲ要ス。本裏書書類ハ内地搬入ヲ請フナラバ保檢證書添附提出スルヲ要ス。或ハ收存ノ變更ヲ願出ヅルタメニハマニフェストヲ新ニ作成スルカ、或ハ商品ノ所有者ガ放棄ヲナサントスル時ハ斯クナサルル商品ノ放棄届出ヲ提出スルヲ要ス。（後略）

第十二條 何等カノ理由ニヨリ關稅ヲ免除セラルル商品ト雖モ、公務上ノ取扱ヲ受クル商品ヲ除キ、稅關倉庫庫入ノ日ヨリ十日ヲ経過セバ敷料支拂ヲ要ス。之ニ關スル期間ニ就キテハ法令ニ照シ休日ハ何レモ計算中ニ入ラザルモノトス。

一般ニ商品ノ倉敷料ノ期間算定ハ稅關倉庫庫入ノ期日ヨリ起算定サルモノトス。

検査及ビ評價

第十三條 検査證明書又ハ内地搬入許可證ハ一組四通ヨリ成リ、定價ニ「レムビーラス」50「センターボス」トス。解済後ハ内一枚ハ商品庫出ノ證據トシテ税關倉庫係ニ提出、他ノ一枚ハ税金支拂受領書トシテ當事者ニ交付、他ノ一枚ハ税務監督局ニ送附ス。解済證書ハ税金支拂證トス。

第十四條 船積又ハ再船積申請書ハ一組四通ヨリ成リ、定價2「レムビーラス」トス。之等ノ内一枚ノ船積監視人ニ手交シ、監視人ハ『照合済』又ハ適宜ノ適要ヲ附シ該申請書ヲ返戻ス。

第十五條 商品荷受又ハソノ代理人ハ國費負擔者ノ資格ヲ以テ、法定類規集ニ應ジ、検査證明書ノ用意及ビ提出ノ義務ヲ有ス。

第十七條 商品ノ申告ハ關稅表記載ノ用語ニ倣ヒ之ヲ爲ス可シ、該用語ハ物品ノ評價ニ當リ相違スルコトナキ様明瞭、且ツ的確ナルヲ要ス。然ラザル時ハ、ニ不完全ニシテ認定セラルベシ。

然レドモ相異ナル名稱ヲ有スル類似品ニ個アル場合然モ夫等ガ關稅表ニ於テ同一評價ヲ受ク可キモノナル場合ハ、前記商品ガ如何ナル名稱ニテ使用サルルトモ、惡意申告ト解セラルルコトナシ。

第十八條 秤器ニテ計リタル重量及ビ領事送狀面申告トノ重量差違ノ許容ハ、10%又ハソレ以上ノ率ヲ超過スルコトヲ得ズ。商品輸入者ハ、許容制限重量ヲ有スル包裝ノ關稅額ヲ算定シ、超過額ニ關シ科料トシテ10%ヲ支拂フヲ要ス。

重量ガ申告ヨリモ過少ナルトキハ、酒類ヲ除キ税關法規第二百條記載ノ何等ノ制定ナシニ領事送狀面記載ノ重量ニヨリ徵收サルモノトス。

第十九條 輸入商品ノ評價ニ當リテハ、各吏員ハ該商品ノ材料又ハ生成原料、形態、用途、工業名又ハ商業上ノ通俗的區別名、品質及ビ原料、關稅表條項ニ適用サルル使用法及ビソノ應用ヲ的確ニ檢スベシ。所定ノ關稅表細目中ニ記載セラレザルニ乃至ソレ以上ノ材料ヨリ成ル加工品到着スルトキハ、高率關稅ヲ徵收サルル材料ニヨリテ徵稅ス。但シ、ソノ生成ニ於テ粗質材料ガ重量ノ75%ヲ占ムル場合ヲ除ク。此ノ場合ハ、粗質材料ニ充當セルモノト看做シ評價ス。但シ織布及ビ衣服ヲ除ク。

第二十條 商品ニシテ分類シ難キ場合ノ到來シ且ツソノ分類ノ難澁ノタメ輸入業者ト税關検査官トノ間ニ評價ノ一致セザル場合ハ、双方又ハ

ソノ何レカ一方ハ税關長ニ再度訴願ヲ提出シ得、且ツ又税關長ニシテソノ利害ノ一致ヲ纏メ得ザルニ至リテハ、検査官輸入業者何レニテモ最高會計検査院ニソノ適當ナル判定ヲ仰グタメ第三及ビソレ以後ノ訴願ヲ提出スルコトヲ得。(中略)輸入商人ハ事件處理中ハソノ解決マデ敷料又ハ庫入料ノ支拂ヲ要求サルルコトナシ。(後略)

第二十一條 商品検査前ニ到着ノ際ニ施サレアル荷包ノ全部又ハ一部ヲ解裝スルヲ禁ズ。本條ニ違背シタル場合ハ税關長ハ、領事送狀ニヨリ重量ノ差違ヲ糺シ、包裝ガ各種商品ヲ包有スルナラバ評量重量ト申告書記載及ビ領事送狀面重量トノ間ノ差違ヲシテ包裝内最高課稅物品ニ應ジ課稅ス。

第二十二條 輸入商品ニシテ從價稅ヲ賦課サルル場合、ソノ評價ハ領事送狀面申告價格、即チ包裝費及ビ船積諸雜費ヲ含ム、ニ付算定サルベキモ運送費、輸出稅、領事手数料ヲ含マズ。

第二十三條 前條記載ノ物品ノ調査ヲ行フニ際シ、領事送狀面價格ガ該商品ノ生産地市場ニ於ケル輸出價格ヨリ低額ノ疑アルトキ、税關ハ適宜ノ審査法ニヨリ評價ヲナスモノトス。税關評價ガ申告書記載價格ヨリソノ10%ヲ超ユルトキハ、評價ニ要スル諸費用ノ支拂以外ニ、脱稅部分ノ二倍ニ相當スル科料ニ處ス。

第二十四條 包裝中マニフェストノ訂正サルルコトナク輸入業者ニヨリ申告價格ヨリモ過大ニ評價サレタル商品ノ發見サレタルトキハ、賦課サルル關稅ニ尙ホ適用條項ニヨル關稅ノ75%ヲ徵收ス。(中略)輸入業者ガ科料ヲ支拂フヲ欲セズソノ商品ノ放棄ヲ望ムトキハ、ソレガ落札ニヨル剩餘及ビ第四十三條記載ノ剩餘ハ原所有者ニ返還サルルコトナク、検査係及ビ倉庫係ニ半額ツツ分配ス。

第二十六條 化學製品ノ重量單位ハ「ヘクトグラム」トシ、ソノ評價ハ同品ノ法定重量ニ外裝重量ヲ含ミ適用サルベシ。爰ニ云フ外裝重量トハ、内裝、最外裝、容器、カルトン箱等(略)ノ重量ト心得ベシ。

第二十七條 或種ノ原因ニヨリ領事送狀ガ當事者ニ到着セズ、税關内ニソレガ到着アリタルトキハ、税關ハ當事者ノ申出ニ從ヒ證明書ヲ作成ス。

該證明書ハ、検査實施ノタメ三「レムビーラス」ノ印紙ヲ貼付スベシ。該證明書ニハ當事者ガ領事送狀ノ必要部分提出ノタメソノ距離ヲ考慮シ、三ヶ月ヲ超エザルコトヲ要ス。

義務遂行ノ保證トシテハ、領事手数料以外ニ百「レムビーラス」ノ擔保提供ノ義務ヲ有スルコト、而シテ之等ノ金額ハ、正規ノ領事送狀原本及ビ商業送狀ヲ稅關ニ提出シ得ルトキハ返還セララルモノトス。送狀提出セララルコトナク、ソノ期間經過シタルトキハ、ソノ保證トシタル擔保ハ國庫ノ收入トス。

第二十九條 各種評價ヲ異ニスル物品ヲ包有スル包裝ニ於テ、何レモソノ外裝重量ハ包裝内容ノ全評價ニ就キナスモノトス。

〔註〕ニ後章關稅定率法第十二條參照

第三十條 箱、袋、鞆又ハソノ他評價價值アル包裝ニヨル商品ノ輸入サルル場合ハ、外裝重量ニ關シテハ課稅セラレザルモ、ソノ内容物包有品ハ評價ス。

第三十一條 酒類ハ、ソノアルコール含有量ガ關稅表ニ示セル程度ヲ超過スルトキハ「キログラム」ニ付、ソノ超過一度ニ付三「センターボス」ヲ徵收ス。

第三十四條 法定重量ニ就キ關稅ヲ課セララル可キ商品ガ單一包裝トシテ他ノ總重量ニヨルモノ、單位數ニヨルモノ及ビ從價ニヨルモノト共ニ輸入セラレ、且ツ夫々等シキ又ハ異ナリタル外裝重量ヲ有スル場合ハ外裝重量ノ附加ニヨラズ正味、單位、從價夫々ニ依リテ課稅ス。但シ本條ハ總重量ニ就キ課稅セララル商品ニ付徵收セララルモノトス。

〔註〕ニ後章關稅定率法參照

第三十四條 追補、「キログラム」算定ニヨル商品ノ評價ニ當リテハ、半「キログラム」未滿又ハコレヲ超エザル場合ハ、一「キログラム」規定義務ノ二分ノ一、半「キログラム」超過ノ場合ハ一「キログラム」全部ノ義務ノ適用ヲ受クルモノトス。

消費ニ關スル附加稅

第三十五條 關稅ノ賦課以外ニ、内地搬入各證書ニハ

(a) 關稅額ニ應ジ、「レムビーラ」額ノ10%、

(b) 共和國海關ヲ通シ輸入サルル商品ハ有稅、無稅ニ拘ラズ一「キログラム」ニ付 0,005「レムビーラ」ヲ國家ニヨル事務遂行場所タル埠頭事務報酬トシテ徵收ス。

該報酬ハ「キュービツク・メーター」ニ付十「センターボス」賦課サルル木材及ビ各頭ニ付一「レムビーラ」ノ家畜及ビ同種獸類ヲ除ク。

第三十六條 商品ノ輸入者ハ、之等商品ガ何等カノ指示ニヨリ關稅又ハ

國內稅ヲ支拂フノ要ナキモノト雖モ、運搬及ビ人足料トシテ總重量一「キログラム」ニ付、一「センターボス」ヲ支拂フモノトス。但シ發明機械、鐵棒及ビ鐵板、等（中略）ニアリテハ一「キログラム」ニ付二分ノ一「センターボ」、木材ニアリテハ一「キュービツク・メーター」ニ付二十「センターボス」ノ同運搬料ノ支拂規定アルモノヲ除ク。

第三十七條 特殊性ノタメ保護サルル商品ヲ輸入セントスル者ハ、該許可規定ニ從ヒ、賠償前拂ト稱セララル形ノ國內稅ヲ支拂フノ義務ヲ有ス、該國內稅ハ通過稅ノ一種トス。

第三十八條 本法令ニヨリ無稅ノ商品ヲ輸入セントスル者ハ通過稅ニ做ヒ内地商品ニ對スル賠償ノ意味ニ於テ、一「キログラム」又ハソノ端數毎ニ二「センターボス」ノ稅金ヲ支拂フモノトス。但シ重量1000「キロ」未滿ノ重機械、セメント、管ハ該稅金支拂義務ノ二分ノ一トシ、超過一「キログラム」ニ付前記稅金ハ四分ノ一トス。前記重機械トハ重量500「キロ」以上ノモノヲ指ス。

一時輸入

第四十條 展覽用トシテ再船積ヲナスヲ原則トスル旅商人ノ取寄スル價格アル商品見本ハ次條項ニ據ルモノトス。

第一項 旅商人又ハソノ代理人ハソノ取扱ハントスル商品ト全ク同一ノ商品見本集ノ明細書ヲ提出スベシ。

檢査官ハ檢査、評價ヲナシ、該明細書ヲ査定ス。稅關ハ關稅査定額ノ供託金ノ支拂ニヨリテソレヲ免許ス。

第二項 稅關長ハ、ソノ利害關係者又ハソノ代理人ニ免狀ヲ交附ス。本免狀ハ、積戻港ニ至ルマデノ商品移送ノ爲、稅關ノ發行スル案内書ト同携スルヲ要ス。

第三項 再船積ノ實施ニ當テラレタル稅關ハ明細書ト商品見本トノ照合ヲ命ジ、商品ニシテ無登録商品ノアリタル時ハ、無登録商品ニ就キ關係者ヲシテ、關稅、手数料、及ビ追徵金ヲ支拂ハシム。

第四項 旅商人ノ本免許ヲ利用シ得ル期間ハ九十日トス。然レドモ本期間事實再船積ヲ爲サザルトキハ、關稅、手数料及ビ追徵金ノ支拂ハ費消決濟サレタルモノト見做ス。

第五項 明細書ガソノ商品ト照合セラレ一度ソレガ確證セラレシ後、再船積ノ申請サルルトキハ、關係者ハ同品ノ移入及ビ再船積ニ關シ、國內手数料ニヨリ一「キログラム」ニ付、五「レムビーラス」ヲ徵收ス。

第六項 輸入税關廳ハ、ソノ検査ヲ行ヒ、明細書ノ査定ヲナスニ當リテハ、大藏省及ビ最高會計検査院宛、輸入者名、包装個數、明細書査定額ヲ通告スルモノトス。

本通告ハ大藏省ガ商人ノ願出アリタルトキ、供託金ノ返還ヲ命ジ得ルタメトス。

競 賣

第四十一條 本法令ニヨリ定メラレタル期間内ニ於テ、ソノ輸入、庫入又ハ再船積ノ届出ナキトキ、或ハソノ所有者ニヨリ商品ノ放棄セラレタルトキハ商品ハ國家ノ所有ニ歸シ、一般ノ入札ニヨリ競賣ニ付ス。

商品ノ放棄アリタル場合 本法令ノ適用ハ庫入期間ハ必ずシモ經過スルヲ要セズ、ソノ手數ハ荷主又ハ荷受人ガ船荷證券及ビ庫入證券ヲ添エタル申告書アラバ足ルモノトス。

第四十三條 競賣價格ハ競賣ニ要スル費用、及ビ敷料事務費用ヲ以テソノ價格トス。然レドモ商品ノ原所有者ニシテ競賣ニ付サレタル年度内ニソノ返還ノ願出アリタルトキハ、ソノ過剰分ハ返金セラルベシ。

第四十七條 商品所有者ハ何レモ、自身又ハ法定代理人ヲ介シ、競賣立會ノタメ通告ヲ受クルモノトス。但シ本人不在ナルトキハ、競賣行爲ニ對シ阻碍シ得ザルモノトス。通告ハ夫々通告ニ止リ、競賣行爲ハ立會ノ有無ニ拘ラズ行ハルルモノトス。

再 輸 入

第四十八條 再輸入ノ目的ヲ以テ、自國內ニテ加工不可能ナルタメ、國產物ヲ外國ニ輸出シ又ハ補製ノタメ送ラルル商品ガ或税關ヲ通過スルトキ次條項ニ適合セルトキハ、無税再輸入ヲ許可ス。

第一項 輸出ヲナスニ先立テ、該商品ガ一年ヲ經過セザル定期間内ニ於テ再輸入セラル可キコトヲ述べ、商品ノ名稱及ビ符號或ハ商品ソノモノニ抹消不可能ナル番號、及ビ輸入ニ際シ、ソノ識別ノ容易ナルコトヲ表示シテ大藏省ニソレガ許可ヲ願出ツベシ。同時ニ外國ヘ送附セラルル理由ヲモ申告スベシ。

第二項 輸出免狀面ニ前記同様條項ノ記載ヲ要ス。該條項ハ綿密ニ點檢セラレ（製品トノ）相違點、及ビ再輸入許可ノ旨ヲ記載セラルベシ。

第三項 外國港ニ於テ逆輸出ノナサルルトキハ、前記物品ガ **ホンジ**

ユラス國ヨリ輸出セラレタル船舶ヲ明示シ、船荷證券及ビ加工・製産工場證明書ヲ添ヘ、尙前記工場ニヨル**ホンジユラス**國輸入商品タルノ證明ヲ添ヘ、領事送狀面ニ於ケルト同様條項ヲ記載スベシ。

前記諸書類ハ、**ホンジユラス**國領事ニヨリテ査證セラレ、且ツ**ホンジユラス**國税關ニ提出ノタメ關係者ニ返還セラルルモノトス。

第四十九條 再輸入税ハ、外國工場ニヨリテ發給セラレタル加工ノ種類及ビ金額證明書ヲ基礎トシ、加工ニ要シタル諸費用一切ニ付課税ス。

第五十條 税關ニ於テ、再輸入品ガ以前輸出サレタルモノト相違シ、又ハ前記各條ニ掲ゲラレタル書類記載事項ト相違セルコトノ發見セラレタル場合ハ、沒收ニヨリ且ツ本法令ニ照シ一般ノ競賣ニ付ス。

雜 則

第五十二條 税關ハ本法令ニ記載ナキ種々ナル原因ニヨリ未着ノ領事送狀ノ證明書作成ヲナサザル可カラザルトキハ、第一種用紙ヲ用ヒ、所要餘白ニ「**レムビーラ**」收入印紙ヲ用フルモノトス。

第五十三條 税關ニ於テ倉庫内ノ商品ノ混迷ヲ除ケルタメ、輸入業者ハ各包装ノ**マーク**ヲ登録スルヲ要ス。税關ハ登録料トシテ一回「**レムビーラ**」ヲ徵收シ登録簿ニ記載ス。且ツ商人ニハ登録證明トシテ受領證割符ヲ發行ス。之等商品ガ夫々銀行及ビ荷送人ニヨリテ登録済**マーク**附ニテ輸入商ニ發送サレタル場合ハ、再度**マーク**ヲ登録スルヲ要セズ。

未登録**マーク**ノ商品到着シタルトキハ、登録完了後ニ非ラザレバ庫入スルヲ得ズ、此ノ場合、倉敷料ハ二倍ヲ徵收ス。

税關ハ必要ニ應ジ、**マーク**登録簿ノ更新ヲナス場合ハ、十分ノ時期ヲ考慮シ、各商人ニ通知ス。税關ハ前記期間内ニソノ受領ノ部分ヲ提出シタルモノニ對シテハ新料金ヲ徵收スルコトナク登録手續ヲナスモノトス。

第五十四條 關稅ノ拂戻又ハ過誤納關稅ノ過超額ノ返還ヲ願出ヅル場合ハ、關稅鑑定課ニヨリ過誤納セラレタル後、少クトモ一ヶ月以内ニ大藏省宛ソノ請求ヲナスベシ。大藏省ハ該請求ガ本法令第二十條記載又ハ十分ナル法的根據ヲ提示セル課稅ノ場合ニハ當然受諾セラルルモノトス。規定期間經過シタルモノソノ旨表示セザルトキ、又ハ第二十條記載事項ニ該當セザルトキハ、大藏省ハ無効ヲ宣スベシ。

第五十五條 本法令ニヨル禁制品ノ輸入ニ際シ 所轄主管廳ハソノ處理ニ當リテハ行政廳ノ指令ニヨルベシ。

第五十七條 特別許可又ハ一般許可ニヨル無稅搬入ハ、大藏省ノ特別命令ヲ以テノミ爲シ得ルモノトス。

該特別命令ハ 本關稅表記載ノ無稅商品ノ取扱ニ當リテハ ソノ必要ヲ認メズ。

第五十八條 次ニ掲グル物品ハ輸出スルヲ得ズ。

第一項 國家記録ノ一部ヲナセル書籍及ビ書類。

第二項 歷史上國寶トシテ保存セラルベキ世俗的及ビ宗教的考古學的遺物。

行政廳ハ夫等物件ノ複寫ノ輸出ヲ許可スルモ、常ニ寫眞撮影ニヨルモノヲ禁ズ。

第五十九條 行政廳ハ國家ノ必要ニ當リテ 一定產物ノ輸出ヲ一時禁止スルコトヲ得。

第六十條 商品輸入者ハ該商品關稅支拂後六ヶ月以内ハ ソノ責任ヲ負フモノトス。

第六十一條 鑑定課ハ、ソノ通過稅ニ應ジ、一「キログラム」ニ「センターボス」又交通稅務監督局ニヨリテ使用サルル場合ハ 一「センターボ」ヲソノ商品ノ關稅ヨリ差引クモノトス。同様ニ、大藏省特別稅ニ關シテハ各稅務官吏ニ宛テラレタルモノニアリテハ同商品 一「キログラム」ニ付 一「センターボ」ヲ別個ニ差引クモノトス。

雜 則 追 補

第六十三條 特別法令及ビ則定ノ諸則ヲ除キ、行政廳ハ商品ガ共和國稅關ヲ經テ搬入サレタルトキハ如何ナル場合ニ於テモ、ソノ關稅ノ免除ヲナスコトヲ得ズ。

第六十四條 行政廳ハ本關稅法及ビ稅務監督局事務ヲ規定ス。

第六十五條 本關稅ハ 1913年4月7日制定ノモノ及ビ本法ノ適用ヲ妨グル他ノ法令ハ何レモ無効トシ、同年8月1日ヨリ効力ヲ發生ス。

[註]ニ本法ハ第六十五條ニ明記アリタル後1935年4月9日改正サレタリ。本翻譯ハ1935年4月ニ於ケル改正ニヨリ訂正譯出セリ。尙本法ハ同年5月1日ヨリ効力ヲ有セル現行法ナリ。

[附] 關稅定率法拔萃

第十二條 關稅施行規則第29條(註:P26參照)ニ規定サレタル外裝ノ判定評價ハ、商品ガ容器又ハ内裝ト共ニ各別個ニ計量サレタル評量總和ニ外裝重量數ヲ乘ジ、ソノ積ヲ純量ノ總和ニテ除シタル商ヲ以テ外裝ノ判定評價額トス。

評價商品ノ内裝ガ評價價值アル場合ニ於テハ、ソノ外裝ハ無キモノト見做ス。

總量ニヨリ評價サルル商品ガ他ノ單位、法定重量、又ハ從價ニヨルモノト同一包裝中ニ包有セラルルトキハ、外裝ハ總量ニヨリ評價サルル商品ニ基キテノミ評價ヲナス。即チ單位、重量及ビソノ他ノ評價上ノ處置ハ之ヲ考慮セザルモノトス。例ヘバ

一箱 35 kgs ノ總量ヲ有スルモノノ場合

備考=(c/kgsハ各一キロニ付)

内包品	價格	重量	稅率	稅金
寶石入純金裝身品	1000	5kgs	從價5%	100.00
				「レムピーラス」
寶石用空箱		15 //	12.00c/kgs	180.00 //
銀製腕輪		4 //	3.00 //	12.00 //
美術皮革製腕輪		1 //	3.50 //	3.50 //
外裝重量		10 //		97.75 //
合計		35 kgs		398.75
				「レムピーラス」

$$〔註〕計算 = \frac{(180.00 + 12.00 + 3.50) \times 10}{(5 + 15 + 1)} = 97.75$$

輸出組合關係 (昭和十二年六月十五日現在)

		統制手數料	特別統制料
綿 布	生地	一ランニング碼 =付5毛	
	晒	" 7毛	C. I. F. 金額ノ5%
	色 吻	" 7毛	
綿 絲	22番手以下	50錢 (一捆400lbs.建=付キ)	
	40番手以下	75錢 (")	C. I. F. 金額ノ5%
	41番手以上	1圓 (")	
人 絹	一ランニング碼=付	1厘	C. I. F. 金額ノ5%
絹	一ランニング碼=付	1厘5毛	C. I. F. 金額ノ5%
雜 貨	C. I. F. 金ノ額	0.5%	C. I. F. 金額ノ5%

ホンジュラス國領事訓令集拔萃

[註] (各省ヨリ外務省經由在外ホ國領事ニ宛テラレタル通達ノ内參考ト思ハ
ルモノヲ拔萃ソノ大要ヲ譯出セリ)

1. 1927年12月9日内務省保健局發 内務大臣宛、内務省ヨリ同月13日
附移牒ノモノ：

ニ 拜啓 汎亞米利加保健規定第十六條條文解明ノタメ 當共和國內設
立ニカカルユーナイテツト・フルーツ・コムパニー代表者ヨリ依頼
アリタルタメ下記御通知申上候。

他國ヨリホンジュラス港向船舶ノ健康證明書ニハ、當共和國ノ一ニ
向ケラレタル船舶ノ、ソノ最終港ニ駐在セルホ國領事ノ正式査證ノ
ミヲ必要トスルノ意味有之、然ルニ從來ハ兩國航路間ニ於テ、ソ
ノ寄港地在ホ國領事全部ニ該證明書ノ査證ヲ要求サレタリタルタ
メ、前記船舶ノ健康證明書ハ當國港ニ至ル間ノホ國領事全部ノ査證
ヲ經テ到着シ居レリ。右ハ多大ノ費用ト時間ノ空費ヲ來タスモノト
存候。

保險局ニヨルト、船舶ガホ國ニ向ケラレタル場合ソノ最終港作成ノ
健康證明書ニハ該地駐在領事ノ正式査證ノミ必要ナル旨解釋致スニ
於テハ、本省ニ通ジ外務大臣宛各領事ニ訓令方御進言被下度候。

敬 具 。

2. 1932年1月26日附官報所載同年2月16日ヨリ効力ヲ發生セル布告第
31條ニヨル領事規則改正方通達ノモノ：

ニ 第四百條——領事ハ關係書類ノ交付ニ當リ出港船舶ニ對シ、船客
名簿、船員名簿、食料品目録、空荷或ハ積荷商品金額、國籍ヲ察知
シ得ル積荷明細書、出帆許可證及ビ健康證明書ヲ、検査ノタメソレ
等書類ノ提出ヲ要求シ得。

地方官廳ニシテ健康證明書ノ發給ヲナシ得ザルトキハ、領事自身
コレヲナスモノトス。

3. 1934年2月13日附布告第74號ニヨル改正方通達ノモノ、尙本條ハ上
記日附後30日ニシテ効力ヲ發生セリ：(次項第6及8參照)

ニ 第一條——領事ハホンジュラス國行外國人ノ旅行免狀ノ作成及ビ
ソレガ査證事務手数料トシテ、外債償却印紙ニテ10金「ペソ」ノ金
額ヲ徵收ス。但シ、政府間ノ協定アル移入民、旅行者(本旅行者ノ身
元ハ船長又ハ航空船長ノ保證ニヨル)、外交、領事團員及ビ現行條約

及ビ約定ニヨル者ヲ除ク。

第二條——前條ニ掲ゲタル外國人ニ對シ、下船港税關又ハ入國地大藏省派出事務所ニ於テ、金額 5「ドル」又ハソノ相等額「レムビーラ」換算ヲ預入スルコトヲ要求ス。該預入金ハ國內居住三ヶ月後又ハ該期間以内ニ歸國スル場合ハ返還ス。國籍ヲ中央亞米利加ニ有スル者ニアリテハ、**ホンジュラス**人ニ對シ、前記制度ヲ採用セル國タル場合ノミ該預入金ヲ要求ス。

第三條——移民事務局又ハ所轄主管廳ハ、當國ニ居住スル外國人及ビ中央亞米利加人ニ對シ、身分證明票ヲ發給ス。該證明票發給ニ對シ、ソレ等外國人ヨリ内債償却印紙ニテ 5「レムビーラス」ヲ徵收ス。中央亞米利加人ニアリテハ、夫々本國ニ於テ**ホンジュラス**人ニ對シ徵收シ居ルト同額ヲ徵收ス。

4. 本狀ハ外務省ヨリ各領事ニ宛テラレタル 1934 年 3 月 12 日附ノ英國民ニ對スル取扱ノ一端ヲ示セルモノ：

ニ拜啓 去ル 2 月 15 日附公第 1338 號ニ於テ、外國人ノ旅行免狀査證ニ關シ特別税ヲ設定セル各種國內法ノ存在セル旨英國全權大使宛通知ノ件、考慮中ノ旨申送候處、政府ハ 1931 年 8 月 8 日及 1932 年 3 月 4 日附本國內務省記録及ビ 1932 年 1 月 8 日附英國公使館記録ニヨリ、兩國間ニハ最早効力ヲ有セザルコトヲ爰ニ御通知申上候。

該協定ハ本年來ル 4 月 1 日以後ニ廢棄セラル可ク、仍テ、貴領事館竝ニ**ホンジュラス**國關係官廳ハ、前記期日以後ハ旅行免狀ノ査證ニ當リテハ英國民ニ對シテハ法定税ヲ徵收致ス可キモノト存候。

尙去ル 2 月 10 日附布告第 74 條ニ從ヒ、**ホ**國行外國人ノ旅行免狀ノ作成及ビソノ査證ニ對シテハ 10「弗」ヲ徵收スルモノニ有之爲念、同封ニテ前記布告一部送附仕候。 敬具

5. 1934 年 5 月 17 日附、大藏省ヨリ移牒 1934 年 5 月 24 日各領事ニ通達セラレタルモノ：

ニ拜啓 輸入統制完備ノタメ、在外**ホ**國領事ニ下記御下命被下度候當共和國港ノ何レカニ向ケラレタル査證済商品ヲ積載セル船舶ノ出港毎ニ、査證了ハリタラバ出來得ル限り速ニ積荷目錄ヲ飛行便ニテ、夫等包裝ノ數量、船舶出帆ノ時日、船名、及ビ仕向港ヲ表示シタル通知書當省（大藏省）宛送附方願上候。 敬具

6. 1934 年 4 月 7 日附 布告第 158 號：本布告ハ本年 2 月 10 日（13 日附）提議ニカカル布告、第 74 號ニ關スル行政部ノ釋明ナリ（第 3 及バ 8 參照）

ニ（第一條）——關係布告ニ述ベラルル預入金及ビ身元保證票ハ親權又ハ後見者ノ下ニアル外國人及ビ中央亞米利加人ニ對シテハ要求サルコトナシ。

7. 大藏省 1934 年 8 月 30 日附、外務省同年 9 月 5 日附各領事宛通達ノモノ：
ニ拜啓 在外**ホンジュラス**國領事ニ對シ、既査證送狀寫、輸入統制ノタメ、税關倉庫係事務トノ聯繫モアリ、少クトモ毎月末ニハ、税務監督局宛送附方御下命被下度候。 敬具

8. 內務省 1935 年 3 月 1 日附、布告第 74 條改正方通達ノモノ：
ニ第一條——1934 年 2 月 10 日布告第 74 號第一條ハ次ノ如ク改正ス。
（第一條——領事ハ、願出アリタルトキハ、外國人ニ對シ旅行免狀ノ作成事務手數料トシテ 10「弗」ヲ徵收ス、且ツ**ホンジュラス**行外國人ノ旅行免狀ノ査證ハ同額ヲ徵收ス、該金額ノ支拂ハ外債償却印積ニテナサルモノトス。但シ政府間ニ協定アル移入民、旅行者ニ對シテハ前項目中ヨリ之ヲ除ク。（移入民及ビ旅行者ノ身元證明ハソノ船長又ハ航空船長ノ保證ニヨル）又外交、領事團員及ビ現行條約竝ニ約定ニヨル者モ亦同ジ。

9. 1935 年 11 月 19 日附內務省ヨリ外務大臣宛、同年 11 月 22 日附各領事ニ移牒ノモノ：
ニ拜啓 本國ニ入國ノ目的ヲ以テ、入國禁止種族ニ屬スル者ノ本國港ニ到着スルモノ屢々ニシテ、一部領事ノ不法行爲ニヨリ、當省ヨリノ規定ヲ無視シ、發給サレタル旅行免狀ノ庇護ヲ幸トシ、入國ヲナスモノト思惟仕リ爰ニ御通告申上候、斯カル一部領事ノ行爲ハ移民法ノ各條ヲ冒瀆シ、他方カカル不法ヲ修正スルヲ任務トスル委任權行使ノ職權ヲ弱メシムルコトト存候間、貴官ヨリ、各領事ニ對シ、入國制限國民ニ對シテハ、當省ノ許可ナキ者ニハ査證ヲナサザル様御訓達相成度御依頼申上候。 敬具

10. 最近ノ西班牙内亂ニヨリ、亞米利加諸國ヲ避難所トシテ該國人ノ多數**ホ**國ソノ他ノ國ニ入國ヲナス者アリ、夫等ノ内ニハ共產主義煽動者モ交リ居ルモノト思惟サルタメ、西班牙ヨリ來タル者又ハ通過セル者ニ對シテハ共產主義者ニ非ラザル旨各領事ニ篤ト査證方ニ注意ヲ促シタル內務省發外務省宛依頼ニ對シ、外務省ハ下記旅行免狀及ビ移民法ノ一部ヲ摘出各領事宛 1936 年 11 月 12 日附ヲ以テ、ソノ注意ヲ喚起シタルモノ：

旅行免狀法：—

第十五條 **ホンジュラス**國領事又ハ副領事ハ當國入國希望者ニ對シテハ、
ソノ査證ニ當リテハ下記條項ヲ確ムルヲ要ス。

- 第一——移民ナルトキハソノ許可有無
- 第二——禁止又ハ制限移民タル種族ヤ否ヤ
- 第三——旅行免狀ノ正確ナルヤ否ヤ
- 第四——免狀ガ本人ト相違ナキ確證
- 第五——査證申請者ガ移民法第十三條（註：後記參照）抵觸セザルヤ否ヤ
- 第六——**ホンジュラス**國ヨリ以前追放サレタルモノニ非ラザルカ否カ
- 第七——現住所所轄警察署ニヨリ最近ノ證明アル申請者ノ品行及ビ前歴、（但シ特殊ノ理由ニヨリ政府ガ憲法又ハ法令ニ照ラシボ國外交團又ハ領事ヨリノ通告ニヨリ、外國人ノ入國ヲ禁止シ得。）

第十八條 **ホンジュラス**國代表部ハ外國人旅行免狀ノ査證ニ先立ち、當事者ガ旅行免狀ニ記入スル目的ニ就キ調査スルヲ要ス。

移民法：—

第十三條 下記ノ場合外國人ニ對シ本國ニ入國スルヲ禁ズ。〔大略ヲ舉グルト〕

- a) 重病患者、癩病、**トラホーム**、結核、コレラ、ペスト、ソノ他熱病
 - b) ——略——
 - c) 乞食、賣春婦ソノ他之ガ援助ヲナス者
 - d) **アナキスト**、**ボルシェビスト**、ソノ他共產主義ニ類スル者
- 〔註〕（c）及ビ（d）ハ國內ニアル場合ハ追放サル可キコトノ明記アリ
- e) 政治犯ト目サルル者

第十四條 黑人、苦力、**ジブシー**及ビ支那人ハ入國ヲ禁止ス。**アラビヤ人**、**トルコ人**、**シリア人**、**アルメニヤ人**、**パレスタイン人**、**チエコスロバキヤ人**、**リバシ人**、**ポーランド人**ニアリテハ、植民局ノ許可ニヨリ十分ノ保證アル者ニ限り入國ヲ許可ス。但シ入國後六ヶ月以内ニ農業ソノ他指定アル新工業ニ従事セサル者ハ外人法ニヨリ追放ス。但シ外交團、領事團ソノ官員家族ハ之ヲ除ク。（大要）

—以上—

領事館提出書類 (昭利十一年六月十五日現在)

1. 領事館提出書類

領事送状 五枚一組 (定價¥2.50) 査證料 fob 5%

査證送状ノ處理 (領事規則第四百七條參照)

第一枚……………領事館記録トシテノ控

第二枚……………積出當事者ニ返還

第三枚……………載貨ノ船便ニテ仕向港稅關長宛送附

但シ郵便ニテ發送サレタル場合ハ、仕向地小包郵便課長宛送附

第四枚……………ホ國大藏大臣宛送附

第五枚……………ホ國會計検査院長宛送附

[註: 領事館ヨリ返却サレタル仕向國宛送附ノ送状ハ常ニ遲延ノ傾向ニアルタメ直チニ送附ヲナス可キ様領事館ヨリ傳言アリ]

商業送状 五枚 査證料 米貨 1「弗」

船荷證券 五枚 査證料 米貨 2「弗」

原產地證明書 不要

統制料支拂領收書 } 提出ヲ要ス
輸出組合ノ輸出許可書 }

注意事項

各種査證料金ハ National City Bank of N. Y. ニテ**ホンジュラス**國收入印紙購入貼付スベキコト。(各種重要書類査證ニ就キテハ「領事査證料規定」參照)

2. 駐日ホンジュラス國領事館所在地

神戸: 總領事館 (總領事 Francisco Aleman)

神戸市神戸區榮町三丁目一九 井田ビル

横濱: 名譽領事 (田邊德五郎)

横濱市中區吉田町一〇 都南ビル

領事送狀及ビ査證料規定

— 拔 萃 —

第百三十三條 ホンジュラス國港向商品ヲ輸出セントスル商人或ハ委託販賣人ハ何レモ前記商品發送地ノ領事、領事不在ノトキハ副領事又ハ名譽領事ニテ書カレタル下記事項記載ノ五枚（註：原本一、寫四）ノ送狀ヲ提出スベシ。

- (1) 荷送人住所氏名、運送船舶ノ種類及ビ名稱、船長氏名、名宛人氏名、仕向港、荷受人氏名、仕向港名、汽船出帆日時。
- (2) マーク及ビ記號、各貨物番號、各貨物ノ數、及ビソノ「キログラム」算定ニヨル總重量。
- (3) 貨物ノ種類（袋又ハ箱等）。
- (4) 送狀面記載金額ハ包裝毎ニソノ價格ヲ、即チ、同種内容物ノ分割ノ價格ヲ詳細ニ記入。
- (5) 各包裝包有ノ各種商品ノ名稱、分割毎ノ重量、及ビ該商品ノ生産地。
- (6) 生産國貨幣ニテ表ハサレタル商品ノ價格。
- (7) 酒及ビ酒類ノアルコール包有濃度。
- (8) 荷送人ニヨリ正式確實ニ署名サレタル「キログラム」算定ニヨル重量。（數字及ビ文字ニテ表示スルコト）

第百四十四條 重量、商品名、ソノ價格、及ビ其他本章（註：第八章）記載ノ項目ノ誤表示ハ（中略）法令ノ定ムル罰則ヲ受クベシ。確證價格ノ誤表示ハ沒收ノ科ニテ罰セラルベシ。

第百四十七條

第一項——領事ハ國家手數料トシテホンジュラス國向及ビ最終仕向港ノ如何ヲ問ハズ如何ナル商品ニテモ送狀一組毎ニ積出商品從價5%ヲ徵收ス。該5%ハ米貨「弗」又ハ領事事務遂行國貨幣ニテソノ相等額ヲ徵收ス。但シ小包郵便ニテ差立テラレタル商品ヲ除ク。此ノ場合該5%ハ、共和國內仕向地ニ於テ徵收セラルベシ。從テ小包郵便ニヨル商品ニアリテハ、領事送狀ノ要ヲ認メズ。（中略）
領事ニヨリ査證サレタル送狀ハ、第一枚ハ領事館記録トシテ保存、第二枚ハ積出當事者ニ返還、第三枚ハ積送船舶ニヨリ仕向港稅關ヘ送附、第四枚ハ共和國人藏大臣ヘ、第五枚ハ、會計檢査院長宛送附スベキモノトス。

- 第三項**——契約書、抗議書、遺言、權利書又ハ公證的性質ヲ有スル其ノ他ノ書類證明ノ作成……………\$ 2.00
- 第四項**——有効證明又ハ無効證明……………\$ 5.00
- 第六項**——百噸未滿船舶ノ健康證明書査證料……………\$ 3.00
- 第七項**——百噸以上五百噸未滿 // ……………\$ 6.00
- 第八項**——五百噸以上 // ……………\$ 10.00
- 第九項**——百五十噸未滿船舶ノマニフェスト證明料……………\$ 5.00
- 第十項**——百五十噸以上五百噸未滿 // ……………\$ 10.00
- 第十一項**——五百噸以上千噸未滿 // ……………\$ 15.00
- 第十二項**——千噸以上 // ……………\$ 25.00

本税金ハ空荷及ビ積荷ニ拘ハラズ、ホンジュラス國向又ハ他國向ナルヲ問ハズ適用シ、純噸數ニヨルモノトス。


- 第十四項**——出帆許可承認證、ソポルド、船荷證券ノ査證料……………\$ 2.00
- 第二十一項**——外國人旅行免狀ノ發行……………\$ 5.00
- 第二十二項**——條約國人ヲ除ク、旅行免狀ノ査證……………\$ 10.00
- 第二十三項**——領事館記録トシテノ保管料……………\$ 2.50
- 第二十四項**——商業送狀ノ査證……………\$ 1.00
- 第二十六項**——領事館保管書類ノ寫ハ、最初ノ一枚ハ3「ペソ」一枚増毎ニ1「ペソ」増トス。
- 第二十七項**——領事送狀寫正式枚數外作成一通ニ付……………\$ 1.00
- 第二十八項**——前記書類ノ授受ノタメソノ寫ヲ請求スルトキ
該費用ノ外ニ、最初ノ一通ハ2「ペソ」50「センターボス」尙一通増ス毎ニ1「ペソ」ヲ徵收ス。
- 第二十九項**——領事送狀ノ紛失證明……………\$ 1.00
- 第三十項**——仕入書、原產地證明書、中央亞米利加諸國生産品ノ査證……………\$ 1.00
- 第三十一項**——外國商館設立證明……………\$ 5.00
〔註：米貨「弗」ハ各國貨幣ノソレガ相等額タルコト〕

— 以 上 —

本拔萃ハ（1930年度 REGULAMENTO CONSULAR ニヨル）

FAC

Masuhara y Cia.
 a su Capitan **Sr. Takeo Yamada**
 de **Puerto Cortes, Honduras,**
Honduras

MARCA	LOGRAMO NETO	VALOR		PROCEDENCIA
		POR UNIDAD	SUMA	
 (ケース番號) #12 Puerto Cortes	250	Pieza	Fob	Japon
		\$ 8.50	\$ 170.00	

DECLARACION

CERTIFICADO

CERTIFICADO: que la factura que precede me fue
 y valor total por.....,
 que la marca.....
 es el que tiene al pie de la declaracion jurada que antecede,
 aseguradas en esta, y que los remitentes ejercen el comercio

Declaracion
 por cualquier
 queda sujeta
 En.....


Kobe,

El Consul General de Honduras

FACTURA CONSULAR

CONSULADO GENERAL DE HONDURAS
KOBE, JAPON

FACTURA DE MERCADERIAS embarcadas en este Puerto por **Masuhara y Cia.**
a bordo del Vapor **"N" Maru** de Nacionalidad **Japonesa**, su Capitan **Sr. Takeo Yamada**
que zarpara el **15 de Junio**, y destinadas al Puerto de **Puerto Cortes, Honduras,**
por orden y cuenta de **los Sres. D. Franco, San Pedro, Honduras**
y a la Consignacion de **(los mismos senores)**

BULTOS				DESCRIPTION DE LAS MERCADERIAS	PESO EN KILOGRAMO		VALOR		PROCEDENCIA
MARCA	NUMERACION	CANTIDAD	CLASE		BRUTO	NETO	POR UNIDAD	SUMA	
 (ケース番號) # 123 Puerto Cortes	1	1	Fardo	Num. 2440 (タリフ番號)	263	250	Pieza	Fob	Japon
				Dril de lino coloreado 72" x 40 ydas. 20 piezas en total. Valor fob..... \$ 170.00 Flete..... " 20.00 Seguro..... " 10.00 Total \$ 200.00 Derechos Consulares \$ 11.50 \$ 211.50					
							\$ 8.50	\$ 170.00	

DECLARO bajo juramento que la factura que precede, consta de **un** folio(s), comprende **un** bultos, con peso en junto de **Doscientos sesenta y tres** kilogramos y valor total de **Ciento setenta dolares** que la marca y numero de cada bulto, el peso y contenido de las mismas y el precio con que aparecen, es el que tienen los bultos remitidos y con el que figuran en nuestros libros, y que la suma por que van aseguradas es de **Doscientos once y media dolares**

Declaro, ademas, que estoy bien impuesto de la responsabilidad y de la sancion penal a que, por cualquiera inexactitud comprobada y con tendencia a defraudar los intereses fiscaler o comerciales, queda sujeta la firmn que represento.

En **Kobe, Japon el 10 de Junio, 1937.**

—(署名)—

CERTIFICADO

CERTIFICO: que la factura que precede me fue presentada por....., que la firma al pie de la declaracion jurada que antecede, es autentica, y que los remitentes ejercen el comercio en.....

Kobe,

El Consul General de Honduras

Derechos:

⌘

ホンジュラス國向郵便電信關係事項

1. 郵便ノ部 (外國郵便一般)

種別	料 金	重 量 寸 尺 制 限
書 狀	20 grs 迄……………20sen 以上 20grs 増ス毎=……12sen	} 重 量…………… 2kg 迄 } 大 サ(長サ、幅、厚合シテ) ……90c.m以内 但シ一面ノ最大寸尺 ……60c.m 迄 卷物=アリテハ長サト直径 ノ2倍合シテ… 100c.m以内 但シ一面ノ最大寸尺 ……80c.m 迄
郵便葉書	一枚……………10sen	
往復葉書	"……………20sen	} 長 サ…10c.m以上 15c.m以内 } 幅 ……7c.m以上 10.5c.m以内
印刷物	50grs 毎=…………… 4sen	
業務用書類	250grs 迄 …………… 20sen 以上 50grs 毎=…………… 4sen	} 重量 2 kg 迄 } 各册別ノトキハ 3 kg 迄 } 重量 2 kg 迄 } 重量 500 grs 迄 } 重量 1 kg 迄 } 寸 書 狀 } 尺 制 限 } 同 同 } ハ ジ
商品見本	100grs 迄 …………… 8sen 以上 50grs 毎=…………… 4sen	
小形包装物	250grs 迄 …………… 40sen 以上 50grs 毎=…………… 8sen	
[航空料]	U. S. A—Honduras 迄	
[書留料]	一通……………16sen	
[別配達料]	一件……………40sen	

所要日數(郵便)

テグシガルバ市…………… 25 日前後

但シ航空=ヨル場合ハ汽船米本土到着後 2日=テ到達ノ旨

2. 小包ノ部

發送方法	料 金	制 限
(a) 直接ホンジュラス國=到着スル日本船=ヨル場合(東廻)	1kg迄……………¥ 3.22	聯合小包=做フ、即チ 重量…………… 1kg 迄 一面ノ寸尺…………… 1.25 米 容積…………… 1kg 迄ノモノ及 ビ 5kg 迄ノモノ…… 60 立方デシメートル 5kgヨリ 10kg 迄ノ モノ……80 立方デシ メートル
	5kg迄……………¥ 4.34	
	10kg迄……………¥ 7.96	
(b) 佛蘭西經由=ヨル場合(西廻)	1kg迄……………¥ 3.48	
	5kg迄……………¥ 5.56	
	10kg迄……………¥ 9.84	
(イ) 日本船(歐洲線北歐線)積込佛蘭西經由	1kg迄……………¥ 3.48	
	5kg迄……………¥ 5.56	
	10kg迄……………¥ 9.84	
(ロ) 日本ヨリ佛船積込佛蘭西經由	1kg迄……………¥ 3.56	
	5kg迄……………¥ 5.72	
	10kg迄……………¥ 10.12	

注 意: ①本國宛小包=シテ荷爲替等ノ關係=テ銀行又ハ商會宛=差出ス場合=ハ當該小包ノ眞ノ名宛人ノ氏名ヲモノノ表面=併記スルヲ要ス。

②税關告知書ヲ作成スルハ勿論ナルモ該告知書=包有品ノ種類別ニソノ品名、數量及ビ市價等ヲ正確=記載セザル時ハ名宛國=於テ沒收セラル、コトアルベシ。

3. 電報ノ部

a) 普通料金

一語……………¥ 4.04 (昭和十二年五月現在)

但シ一語ハ十五字以内トシ、暗語電報中=記入サレタル普通語ハ五字以内タルコト。

普通語電報最低料金……………(五語分)……………¥ 20.20

b) 至急電報……………普通料金ノ二倍(一語=付)

- c) 隠語電報 (CDE) …普通料金ノ十分ノ六。(最低料金五語分)
- d) 秘語電報 ……普通語電報ト同額。
- e) 後廻電報 (LC) …… // ノ二分ノ一。
- f) 書信電報 (DLT) … // ノ三分ノ一 (最低料金二十五語分)
- g) 其ノ他 (略)

〔註〕 ≡ 普通語 ヲトハ普通語トシテ各國ニ於テ使用サレ、國際通信ニ於テ認メラレテキルモノ、

≡ 隠語 ヲトハ人爲語、實在語或ハソノ混合カラナルモノ、但シ一語ノ綴五字以内タルコト

≡ 秘語 ヲトハ隠語、普通語タラザルモノ、一語ノ制限ナキモ五字ヲ以テ一語ト見做ス。

≡ 後廻電報 ヲトハ通常電報ノ次ニ傳送サルルモノ、用語ハ普通語ヲ以テ記載スルコト。

≡ 書信 ヲトハ普通語ヲ以テナサルルモノ、但シ最低料金ハ二十五語分、配達ハ差出後二日目ノ朝ノ答。

注意：電報料金ハ三ヶ月ヲ一期トシ變更サルルタメソノ都度電信局ニ照會サルルヲ可トス。

ホンジュラス國及ビエル・サルバドル國間 自由通商協定

本協定ハ 1918 年 2 月 28 日ホ國首都ニ於テ兩國全權委員ニ依リテ締結、
ソノ調印ヲ了シタルモノニシテ序文及ビ十二條項ヨリナリ其ノ本文ノ大
要次ノ如シ。

兩國ハ頭初本協定ノ範圍ニ就キ夫々天産物及ビ兩國産原料ニヨル製造
品ニ關シ各々絶對的無稅政策ヲ採ルヲ原則トスルモ兩國政府ニヨル禁
制品ノ存在ヲ現在及ビ將來ニ認メ（第一條）、前記無稅政府ノ内容ニ言
及、**コーヒ**、獸皮類、及ビ卷煙草ヲ除外例ト明記シ（第二條）、本協定ニ
依リテ現在マデノ正貨輸出禁止ハ當然ノ歸結トシテ解除セラレコト即
チ協定ノ効力ヲ述ベ（第三條）、其ノ無稅通過實施方法ヲ一般ト特別地
域トニ分テ規定シ（第四條）（第五條）、兩國ハ通商ノ發展ヲ促ス爲メ
ニ夫々禁止事項或ハ諸設備ヲ完備スルヲ約シ（第六條、第七條）、關稅
徵收上ノ不公平ヲ除去スルタメニ交互ニ代表者ヲ派遣シ其ノ研究ニ從
ヒ（第八條）、殊ニ重要貿易品タル家畜ノ輸出入ニ就キテハ課金ノ平等ニ
努力シ（第九條）、本協定ニ於ケル自由ノ範圍ヲ地域的ニ限定スルコト
（第十條）、尙本協定ニ對立抗爭ノ立場ニアル第三國トノ協定ニハ夫々
其ノ妨害除去ノ確立ヲ期スル旨記述シ（第十一條）最後ニ本協定ノ有效
期間ヲ六ケ年ト定メ居レリ（第十二條）。

(1936年ホ國外務省發表原本ニ依ル)

米國及ホンジュラス國間互惠通商協定

本協定ハ 1635 年 12 月 18 日ホンジュラスノ首府**テグシガルバ**ニ於テ調印
セラレタルモノニシテ、米國ガ羅典亞米利加諸國トノ間ニ締結セル第五
回目ノ互惠通商協定ニシテ十六箇條ヨリ成ル。右ハホンジュラス議會及
米國大統領ノ承認ヲ必要トスルモノニシテ、且兩國大統領公布ノ日ノ後
30 日ニシテ効力ヲ發生シ一箇年間有效ナリ。

米國ホンジュラス互惠協定ノ内容ニ米國トホンジュラス兩國ハ本協定
附屬協定法記載ノ品目ニ付關稅上ノ殊遇ヲ夫々相手國ニ許與シ（第一條及
第二條）、兩國産品ノ相手國內ニ於ケル内國稅其他ノ課金ニ關スル内國民

待遇ノ享有ヲ保證シ(第三條)、從價稅ノ課稅額算定ニ關シ次ニ兩國ニ於テ採用シツツアル方法ヨリモ不利益ナル方法ヲ授ラザルコト(第四條)、一定ノ例外ヲ除クノ外協定品目ニ關スル輸入禁止制限、輸入許可其他ノ形式ノ數量的制限ノ賦課等ヲ相互ニ禁ジ(第五條)、輸入數量ノ制限並政府ガ輸入、生産、販賣ノ獨占ノ措置ヲ講ズル場合ノ手續ヲ明記シ(第六條)、或商品ニ付政府ガ其輸入、生産、販賣ノ獨占及爲替管理ヲナス場合ノ方法ヲ記シ(第七條及第八條)、關稅事項ニ關スル無條件最惠國待遇ヲ許與シ(第九條)、兩國貨幣ノ爲替相場ニ大ナル變動生ゼル場合ノ商議開始又ハ協定ノ廢棄ヲ規定シ(第十一條)、本協定適用除外例ヲ規定シ(第十三條)、居レリ。尙本協定ノ一部ヲナス附屬表第一表及第二表下記ノ如シ。

第一表 (米國品ニ對スルコンセツション)

(1「レムピラ」ノ米貨相場ハ1935年11月ニ於テ約49仙ナリ、稅率權ノ數字ハ「レムピラ」ニシテ課稅基準ハ「グロス・キロ」ナリ)

品目 (括弧内ハ稅番)	新稅率	舊稅率
乗用自動車、トラツク及バス (229)	無稅	無稅
職人用工具 (314, 318, 1397, 1388, 1415, 1682, 1716, 1797, 1941, 2201, 2308, 2364, 2528, 1「グロス・キロ」ニ付)	0.10	0.10
鞣山羊皮、犢及牛皮、パテントレザー (349, 470, 928)	無稅	無稅
綿莫大小(エムプロイターセザルモノ) (503)		
1「グロス・キロ」ニ付(人下各品目ニ付同ジ)	0.72	0.72
同(クロツク若ハエムプロイターセルモノ) (504)	1.12	1.12
マーセライズド綿莫大小(エムプロイターセザルモノ) (505)	0.72	0.72
同(エムプロイターセルモノ) (506)	1.12	1.12
綿ライル靴下 (513)	1.62	1.62
綿製襪衣 (531)	2.50	5.00
ハム、ソーセイジ、罐詰以外ノ肉類、但シ清牛肉及コーンビーフヲ除ク (602, 1564, 2287)	0.27	及 0.42 0.05
朝饗食物(ロールドオーツ及オートミルヲ除ク) (687)	0.20	0.20
ロールドオーツ及オートミル (687)	0.10	0.10
珈琲、砂糖其他包装用ノヘムブ、綿、若ハジュート袋 (860, 2280, 2281)	無稅	無稅

林檎、梨、プラム、葡萄、チエリー、(何レモ生) (1287)	0.05	0.05
罐詰果 (1288)	0.14	0.52
各種乾果實 (1289, 1290, 1292)	0.08	0.12 及 0.32
甘味又ハ香ヲ加ヘザルビスケット及クラツカー (1314)	0.16	0.32
甘味及香ヲ附シタルビスケット及クラツカー	0.32	0.32
罐詰トマト、玉蜀黍、豌豆、アスパラガス (1390, 1648, 1737, 2017, 2057)	0.11	{ 0.32 0.38 0.42
小麥粉 (1402)	0.12	0.12
化粧石鹼(藥用ヲ除ク) (1555, 1556, 1557)	0.50	0.72 1.12 1.25
燻製ハム、シヨルダーダス、ベイコン及ソーセイジ (1563, 2286, 2501)	0.22	0.35 0.45
コンデンスト・ミルク (1644)	0.20	0.30
イヴァボレテイソド・ミルク (1644)	0.15	0.30
ドライド・スキムド・ミルク (1645)	0.15	0.22
ドライド・ホール・ミルク (1645)	0.22	0.22
タイヤ・ケイスイング (1711)	無稅	無稅
換材及板類 (1730) 1 立方米ニ付	0.85	0.85
バター (1765)	0.14	0.42
鰯及鮭罐詰 (2053, 2295)	0.14	0.42
外衣及ユニホーム用綾木綿(2403)	0.32	0.50
特殊藥品第一類 (3117ヨリ3127)	0.20	0.20
同 第二類 (3128, 3190)	0.30	0.30
同 第三類 (3191ヨリ3199)	60	60
同 第四類 (3200ヨリ3247)	1.00	1.00
同 第五類 (3248ヨリ3271)	1.00	1.50
同 第六類 (3272ヨリ3472)	1.00	2.00

第二表 (ホンジュラス國品ニ對スルコンセツション)

稅番	品目	新稅率	舊稅率
10	バルサム	5%	10
747	バインアツプル(2.45 立方呎ノ籃入)	35仙	50仙
	同(籃入ニ非ザルモノハ1箇ニ付)	$\frac{9}{10}$ 仙	$\frac{1}{6}$ 仙

752	加工及貯藏セルガヴアス	17.5%	35%
752	マンゴー若ハカヴアスノペイスト及バルブ	28%	35%
1617	バナナ	無税	無税
1618	プラン・テイン	無税	無税
1653	ココア及ココア豆	同	同
1654	珈琲 <small>ポルトリコ輸入品ニシテ 關稅法第三一九條ニヨリ課稅セラレタルモノヲ除ク</small>	同	同
1728	ササバリラノ根	同	同
1765	鹿皮	同	同

(海外經濟事情ニ依ル)

『當所既刊』

- 中南米綿糸布輸入關稅率表 昭和十年十二月一日發行
- 同 昭和十年十二月二十日増補
- パナマ共和國 昭和十一年六月二十日發行
- ヴェネズエラ共和國 昭和十一年九月二日發行
- ホンジュラス共和國 昭和十二年六月十五日發行

大阪市東區本町二丁目廿六番地(染工聯合會館五階)

大 阪 事 務 所

電話本町二三一・二三二・二三四

神戸市神戸區東町一二六(神戸貿易會館内)

神 戶 支 所

電話三宮二八一・二八一三・二八一四

横濱市中區太田町一ノ九

横 濱 出 張 所

電話本局一二五四

『非 賣 品』

733
83

733-83



1200501589969

ホンジュラス共和国

日本綿糸布亞米利加輸出組合編